生活者ネットワーク

東京構想 2016

市民がつくる〈子ども・若者の未来〉を拓く東京 --人権を大事にする福祉社会の実現---

論 東京・生活者ネットワーク

2016年12月

目次

	めに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 2	2025年の将来像	3
	「京の未来を考える政策の基軸 ······	
	策の5つの目標	
IV.政	(策の課題	4
	にでも開かれた東京-自治と民主主義を大切にする->	
< 10	0の政策の柱>	6
1.	子どもたちが未来を描ける東京-子育で・子育ち環境を充実する-	6
2.	生涯にわたる教育の機会を保障する東京-学ぶ権利を保障し、多様な教育の機会をつくる-・	6
3.	女性や若者の働き方によって変わる東京ー格差をなくし、安心して暮らし生活できる社会をつくるー・	7
4.	誰もが安心して暮らす東京一多様な市民のつながりが、ひとりにしない社会をつくるー・	8
5.	住まいが保障される東京一誰もが住まいが保障され、住まい方が選択できる東京をつくるー・	9
6.	地域経済を活性化し、人口が減少してもしあわせな東京	
	-生活圏をつくり直し、地域の雇用拡大で経済を活性化する	10
7.	みどり産業が発展する東京-東京農業、東京林業の基礎をつくる-	11
8.	持続可能な東京-再生可能エネルギーの向上、地球温暖化対策などをすすめる-	12
9.	大災害に備える東京-地域防災力を強化し、誰でもが生き抜くことができる東京をつくるー …	13
	. 市民参加によるまちづくりに転換する東京-生活の安全性を高めるまちづくりに価値観を転換する-・・・	
	程>⋯⋯⋯⋯⋯	
	·一タ編 ······	
	国から見た東京・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本	本的な状況の推移と変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
政策(の課題 <誰にでも開かれた東京-自治と民主主義を大切にする->	20
< 10	0の政策の柱>	
1.	子どもたちが未来を描ける東京	23
	生涯にわたる教育の機会を保障する東京	
	女性や若者の働き方によって変わる東京	
4.	誰もが安心して暮らす東京	40
	住まいが保障される東京	
	地域経済を活性化し、人口が減少してもしあわせな東京	
	みどり産業が発展する東京	
	持続可能な東京	
	大災害に備える東京	
10.	. 市民参加によるまちづくりに転換する東京	62

はじめに

東京・生活者ネットワークの『東京構想』は、東京で暮らし、働く人々の視点から東京というまちのビジョンとその実現の道筋を、長期的な視点で示したものです。当初、石原都政のトップダウンによる「東京構想 2000」への対案として「東京・生活者ネットワーク東京構想指針」を2002年に策定、その後「東京構想 2009年」として更新しました。今回は、その東京構想2009が将来像とした2020年まであと4年という時期にさしかかったことから、2016年4月にプロジェクトチームを設置、現構想の見直しと新たな「東京構想 2016」の策定に着手しました。

本構想の目標年次とした 2025 年は、東京の高齢化率が 25.2%に達するとともに、総人口が減少に転じると予測されている年です。また 2020 年オリンピック・パラリンピック大会後の課題が具体的になるであろうと推測される時期でもあります。東京構想 2016 では、この目標年次の 2025 年を見据え、超高齢都市のこれからを生きる子ども・若者が未来を描くことができる東京をつくるという視点から、「市民の多様性」と「人権の尊重」を政策すべての基本に据え、「人権を大事にする福祉社会の実現」を目ざす方向性としました。これは今回 2025 年の東京の将来像を考える意見交換(ワークショップ等)で多くの人から出された多様性、人権、幸福感の優先、人口減少・超高齢社会、縮小社会といったキーワードを反映したものです。換言すれば経済を最優先としてきた今の社会の閉塞感や不寛容さが広がっていることへの懸念の表れといえます。

その背景となっているのが格差の拡大による子どもの貧困問題であり、若者にまで広がる不本意非正規化など労働環境の悪化です。子どもたちがあたりまえに育ち学ぶ権利を奪われていること、また人権を無視した労働政策や福祉政策が拡大していることは未来への希望を塞ぐものです。豊かさの指標を見直し、人の暮らしを優先した人権と多様性を認め合えるまちへの転換を急がなければなりません。さらに現在の自公政権(安倍政権)のもとで、2014年の集団的自衛権容認の閣議決定、2015年の安保法制の成立と憲法改正に向けた動きが加速、辺野古への新基地建設問題など立憲主義、自治の危機に直面していることも看過できない状況です。今まさに地域から平和や民主主義を発信していくことが問われています。

上記の背景を踏まえ東京構想 2016 は、「市民の多様性と人権の尊重」、「高齢者問題を子ども・若者の将来の希望につなげる視点」を政策の基軸とし、「子ども若者が共に育ち、学べる機会を等しく保障する」「自らの生活と地域社会を豊かにする働き方を生み出す」「誰もが地域で安心して暮らせるまちをつくる」「再生可能エネルギーの活用で脱炭素・資源循環型の持続可能な都市に変える」「市民が主体となって自治と民主主義による開かれた都政を実現する」という5つの政策目標を掲げました。この目標に沿って10の政策の柱を立て、2025年の東京の未来像とし

て「人権が守られ活かされて、誰もが育ち学び、働き暮らせる、子ども若者がひとしく未来を描ける持続可能な社会が、市民の手によってつくられている」姿を描いています。策定過程においてはワークショップや都議会政調会との意見交換、エリア会議など東京・生活者ネットワークでの議論を積み重ね、そこで出された意見や提案を反映させています。

ここに提示した東京構想 2016 は、東京・生活者ネットワークの新たなまちづくりの指針であり、2017 年の都議会議員選挙を初め今後の政策の基本となるものです。来るべき人口減少・超高齢都市東京を、持続可能な新たなまちに変えるチャンスと前向きに捉え、自治と参加をさらに拡げながら将来像として大きく掲げた「市民がつくる <子ども・若者の未来> を拓く東京 一人権を大事にする福祉社会の実現」に向けともに活動をすすめていきましょう。

2016 年 11 月 東京構想プロジェクト 2016 年 岩本博子

東京構想 2016

市民がつくる <子ども・若者の未来> を拓く東京

-人権を大事にする福祉社会の実現-

1. 2025年の将来像

人権が守られ活かされて、誰もが育ち学び、働き暮らせる、子ども・若者がひ としく未来を描ける持続可能な福祉社会が、市民の手によってつくられている。

||. 東京の未来を考える政策の基軸

■市民の多様性と人権を尊重し、活かす

東京は多様な人々が集まり、共存し、生活を営んできた。多様性は自由で活力のある社会を 生み出す。ひとり親とその子どもたち、障がいのある人、生活に困窮する高齢者や若者、性的 マイノリティ、在住外国人など、様々な人たちが差別や偏見を受けたり、排除されたりするこ とのない寛容で、包容力のある、誰にも開かれたまちをつくっていく。

個人として憲法に規定される人権が尊重され、社会のなかで活かされること、そして、誰もが排除されずに「自分らしく」社会の一員として生活し、働き、活動できることを、私たちがめざす東京の未来を考える基軸とする。

■高齢者問題を子ども・若者世代の将来の希望につなげる視点から考える

2025年、高齢者数332万人、高齢化率25.2%。そのうち75歳以上が198万人と6割を占め、高齢者の3割がひとり暮らしになると予測されている超高齢都市・東京。高齢者が地域で不安なく暮らせる政策の充実は必須の課題である。高齢者政策については、これまで若い世代の負担によって支えられてきたにもかかわらず、相対的に子ども・若者世代への政策が軽視されてきたことから、世代間対立が問題とされてきた。これに対し、若い世代にとっても将来の希望につながるような、高齢者・若者・子ども世代のそれぞれの課題を普遍化し総合的にとらえた政策として高齢者問題に取り組む。

Ⅲ. 政策の5つの目標

1. 子ども・若者が共に育ち、学べる機会を等しく保障する

貧困や格差、障がいにかかわりなく、子ども・若者が共に育ち、学べる多様な保育・教育の機会および環境を整備する。等しく学べるために、学校教育の完全無償化を実現し、学ぶ権利

を保障する。

また、公教育については、民主主義と人権を基軸とした教育・学校運営をすすめる。多様な教育を保障し、少人数教育を広げる。

2. 自らの生活と地域社会を豊かにする新しい働き方を生み出す。

企業に酷使され人権を侵害する働き方ではなく、働く人が働くことに喜びを見いだし、自らの生活が豊かになるような働き方をつくる。働く誰もが生活できる賃金が保障され、ワークライフバランスのある余裕を持った暮らしの中で働けるようにする。地域に雇用を生み出し働くことの成果が地域社会を豊かにする協同労働のような新しい働き方をつくっていくことを推進する。

3. 誰もが地域で安心して暮らせるまちをつくる。

将来の暮らしに不安なく、誰にも安心できる住まいがあり、公的なセーフティネットが機能して個人として憲法の「健康で文化的な」生活ができるまち、介護が必要な高齢者、障がい者、生活困窮者も身近な地域、生活圏で支え合い暮らすことができるまちをつくる。

震災等の大災害に備え、住民、行政、NPO、企業などが連携して助け合う地域防災・減災力を強化するとともに、都心部、臨海部、低地部など東京で最も脆弱な、危険な地域での超高層ビルやタワーマンションなど人口膨張をもたらす住宅の総量を規制する。

4. 再生可能エネルギーを活用し、脱炭素・資源循環型の持続可能な都市に変える。

過酷な原発事故を二度と起こさないためにも、率先して脱原発・再生可能エネルギーの利用へと舵を切り、住宅・事務所等の省エネルギー・廃棄物対策を徹底して、地球温暖化対策にも効果的な脱炭素・資源循環型の再生可能エネルギーを主力とした都市へと東京を変革していく。

5. 市民が主体となって自治と民主主義による開かれた都政を実現する。

誰もが等しく社会のメンバーとして存在し認められ、社会に参加し、自らの生活や社会のルールなどを情報公開と対話を通して決める自治と民主主義を原則とした都議会改革を進め、開かれた都政を確立する。誰もが自治の担い手となって人権を保持し、活かした民主的な福祉社会を東京に実現する。

Ⅳ. 政策の課題

<誰にでも開かれた東京 - 自治と民主主義を大切にする->

○ 地域自治、分権の拡充

東京都から市区町村への分権は、画一的な政策を廃止、地域の実情に即した政策を展開するためにきわめて重要であるが、いまだ不十分である。東京都から市区町村への権限移譲を拡大し、財源も保障する。

そのために、23 区を一般市にし、新たな財政調整のしくみをつくる。多摩市町村に対しては、 国による市町村への税源移譲が実現するまでの間は、現行の総合交付金制度を拡充する。また、 福祉関係の補助金、交付金を統合し、地域福祉総合交付金制度を創設する。

○ 民主主義を徹底する

18歳選挙権が実施されたが、今後は被選挙権も18歳まで引き下げる。それまでの間はいくつかの年齢層に分けた子ども議会の開催などにより、子どもたちの意見を都政に反映する機会をつくる。また外国人参政権が実現するまでの間、外国人議会を開催し、都政に対する意見を聞く機会をつくる。また、自由な市民の選挙運動を実現するために公職選挙法を廃止し、東京都公職選挙条例を策定する。さらに、表現の自由、集会の自由が脅かされている現状を改善する。

東京都の情報公開制度は、請求理由、請求権者、開示手数料(閲覧および写しの交付)などのほか、解釈権の乱用が目立つ。透明性、公平性の確保の観点から改正をすすめる。また、公文書管理条例の制定やパブリックコメント制度を条例化する。

○ シチズンシップ教育の推進

18 歳選挙権の導入に際して、シチズンシップ教育の重要性が指摘された。今後はさらに市民活動や政治参加などにも課題を広げ、充実を図る。また、シチズンシップ教育は、高校生が対象となるだけでなく、小学校からのシチズンシップ教育が必要とされるとともに、大学生や社会教育にも必要な課題である。

○市民自治の拡大

東京都という大きな地方政府との関係における市民自治の拡大は、市区町村という基礎自治体の市民自治の積み重ねによって実現される。したがって当面は、市区町村における自治基本条例や市民参加条例の策定拡大が課題である。

またここ 30 年ほど、さまざまな市民参加手法が試みられてきたが、市民にとってはむしろ 不満がたかまる運用が多い。市民による政策形成が実感できるように、市民参加のあり方の改 革が課題である。当面は都市計画の見直しや都市農業振興などの具体的課題に取り組む中で参 加手法の改革をすすめる。

また東京都には市民政策提案制度がない。市民政策提案制度、市民意見提出制度などの創設をすすめる。さらに、公募市民委員や女性委員の拡大など、あらゆる審議会の改革をすすめる。

○都議会改革

都議会に設置される「議会のあり方検討会」は、議員だけの検討会から市民も入った第三者委員会として、議員定数のみならずトータルな改革に資する運営を行う。

費用弁償は、委員会や議会の開催ごとに高額な費用が支払われている。また、海外調査も一部の会派ごとに実施されており、議会からの予算で費用が賄われている。税金の無駄遣いをなくすためにも、費用弁償や海外視察の見直しを行う。

都内自治体では議会基本条例の制定がすすみ、地域での議会報告会、意見交換会を開催し、市 民からの政策提案がしやすくなっている。都議会も「議会基本条例」を制定し、市民に開かれ た議会をめざす。

< 10 の政策の柱>

1.子どもたちが未来を描ける東京 -子育て・子育ち環境を充実する -

◆ 子ども応援基金を創設する

東京都には35もの基金がある(2015年度)。子ども関連としては「安心こども基金」がある(2015年度残高195億円)。現在はあまりにも基金の数が多いので、東京オリンピック開催関連基金などを整理して「安心こども基金」に統合し、新たな「子ども応援基金」を創設する。

子ども応援基金は年度ごとに充実し、子育 て支援交付金をはじめ幅広く交付できるよう にする。

◆ 子育てしやすい地域づくり

子どもの貧困に対処するには、貧困の世代 間連鎖を断つことがきわめて重要である。そ のことを前提に、フリースペースや相談室な どを備えた多様な居場所をつくる。保護者や 子ども、若者が安心して集え、子どもが安心 して遊べる地域づくりをすすめ、地域の支援 体制を確立する。

◆ 子どもの貧困をなくす

子どもの貧困対策として学校給食費、教材費、修学旅行積立金などの無償化と公費化(公会計化)をすすめる。ひとり親家庭への支援の強化と保育・幼児教育の段階的無償化をすすめる。

子ども食堂など、地域の活動を支援する。

◆ 待機児童を解消する

待機児童対策として、市区町村の保育所の 充実のために、東京都保有施設の開放や都立 高校の活用、土地の無償提供をより一層すす め、市区町村の利用のしやすさと都の対応の スピードアップを図る。また、空き家・空き 店舗の活用のために、市町村総合交付金や都 区財政交付金などにより財源対策を充実す る。 待機児童や家庭内保育支援のために、アウトリーチ事業を支援する。

◆ 多様な保育を展開する

市民による自主的な保育など、地域における多様な保育を保障する施策や、ひろば事業などを充実するための財源を保障する。

◆ 社会的養護を必要とする子どもを支援する 児童養護施設の職員を増やし充実するとと もに、里親委託など家庭的擁護をさらにすす め施設擁護からシフトする。

◆ 児童相談所の移管をすすめる

23 区への移管を速やかにすすめる。多摩地域における児童相談所は、人口 20 万人以上の市は単独で、20 万人以下の市には共同設置を促し、移管をすすめる。児童相談所を移管しない市町村についても、相談窓口の充実など、子育て支援や虐待予防の観点を重視した取り組みをすすめる。

2. 生涯にわたる教育の機会を保障する東京

学ぶ権利を保障し、多様な教育の機会をつくる -

◆ 民主主義と人権を基軸とした公教育をす すめる

教育管理の強化や政治介入などを排し、民主主義と人権を基軸とした公教育をすすめる。男女平等の視点に立った教育、性教育の充実を図る。

◆ 学び、育つ権利を保障する

公校育は無償化を実現し、学ぶ権利を保障 する。

スクールソーシャルワーカーの配置を拡充 する市区町村の支援を充実し、都立高校への 配置を拡大する。さらにスクールカウンセ ラーとの連携を強化する。

◆ 給付型奨学金を創設する

高校生、大学生を対象とした返済不要の東

京都給付型奨学金を創設する。また学費の引き下げや住まいの確保など、高校生、大学生の教育環境を整備する。

◆ 多様な教育を保障する

フリースクールや新しい運営制度、進級制度、教育科目などをめざすオルタナティブ教育など、子どもたちの選択肢を増やす。

インクルーシブ教育については、障害者差別解消法における「合理的配慮」にもとづき、多様で柔軟なしくみを整備する。さらに義務教育を終了できなかった人や諸事情により中学校で十分に学べなかった人などのための夜間中学(夜間学級)について、移住者やその子どもたちなどのためにも、今後増設を図る(現在8校)。都立定時制高校や通信制高校の増設を図る。

また東京都にある外国人学校は、高等学校 等就学支援金制度(高校授業料無償化)を拡 大するなど、母語・母文化を学習する権利・ 機会保障の観点や国際化時代にふさわしい教 育文化交流や多文化・民族共生教育の促進の 観点から支援を拡大する。

社会人教育についてもその機会を拡大し、 生涯にわたる学ぶ権利を保障する。

◆ 少人数教育を推進する

少人数教育をすすめるため、教員や事務職 員を増やす。

3. 女性や若者の働き方によって変わる東京

格差をなくし、安心して暮らし生活できる社会をつくる -

◆ 女性や若者が働きやすい環境を整備する

育児休業制度の拡充など、働く環境を整備する。特に男性の育児休業を促進する。

労働基準法等労働関係法令を守らない「ブラック企業」を根絶する。まずそのために、東京都が発注、委託する企業などに従事する

者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備を契約約款などに明記する(東京都公契約条例が制定されるまでの間)。また、東京都労働委員会の権限を強化する。

◆ ワークライフバランスを実現する

企業に酷使され人権が侵害されることなく、働く人が働くことに喜びを見出し自らの生活が豊かになるワークライフバランスを実現する。ワーカーズ・コレクティブ、ワーカーズコープなどの協同労働や、社会的企業など、多様な働き方を拡げ、女性や若者の雇用拡大と地域経済循環を促すしくみを広げる。

◆ 保育士、介護職員の抜本的な処遇改善を すすめる

現行補助金は法人に助成する制度であるため、保育士、介護職員などの処遇改善には寄与し難いものになっている。今後は賃金、報酬アップにつながる補助金改革を行う。

公立保育所については、公立としての役割 を明確にするなど、自治体全体の保育の質の 確保に資する機能を果たす。

◆ 生活できる賃金を保障する

男女、職種、正規・非正規などの格差を解消し、生活できる賃金を保障するために、同一価値労働同一賃金法の制定(同一労働同一賃金推進法の改正)を目指すよう、東京都として国に働きかける。

地域別最低賃金の抜本的な引上げを行うよう、中央最低賃金審議会や東京都最低賃金審議会に働きかける。東京都地域最低賃金は、2016年10月1日から932円であるが、当面1500円をめざす。

◆ 公契約条例の制定を目指す

公契約条例は現在、東京都では制定されていない。この間の都議会では「それは国が法律を制定すること」との答弁に終始している。 市区町村における公契約条例の制定は、全国よりもすすんできているが、さらに増やしていくことを求めながら、東京都においても条 例制定を目指す。

◆ 女性や若者に多い不本意非正規労働者を なくす

非正規労働者の増加は、行政や企業を問わず著しく、東京都も例外ではない。今後は、不本意非正規労働者をなくし、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)をめざす。

そのために、東京都や民間企業の雇用は「期間の定めのない直接雇用」を原則とする。そこでまず、東京都が率先して相談窓口などに多数雇用されている女性非常勤職員の正規職員化を図る。有期雇用は希望者だけの限定的なものにする。

また、派遣労働も増加の一途である。不本 意非正規労働者をなくす一環として、派遣労 働の規制強化を求めていく。

4. 誰もが安心して暮らす東京 - 多様な市民のつながりが、 ひとりにしない社会をつくる -

◆ 高齢者、障がい者などの地域の暮らしを 支える

介護保険制度の改正によって、2017年4月1日までには、要支援1および要支援2の事業が市区町村に移行する。その中でも日常生活支援総合事業は、多様な担い手による多様なサービスが求められる。必要とされるサービスはまさに地域によって多様であり、多様な担い手を確保するためには、地域(小学校区など)を支えるNPOなどを支援し、人材を確保することが急務である。

東京都は、高齢者、障がい者などが地域の中で安心して暮らしていくために、今まで以上に市区町村を支援する。

◆ 在宅医療・介護を推進する

東京都は、地域で支え合いながら安心して 暮らし続けることができる東京をめざし、福 祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議で検討をすすめた(2016年3月答申)。この中では、高齢期の住まいの確保と住まい方の支援、介護予防と支え合う地域づくり、在宅療養環境の整備、介護人材の確保・育成・定着など、8項目の方向性が提起されている。すでに関係機関が連携し、多職種協働・連携などの取り組みが始まっているが、東京都はこの提起の実現に向け、多様な主体の参加と協働を一層すすめる。

◆ 若者の居場所づくりをすすめる

現在、全国に地域若者サポートステーション(サポステ)がある。ここは、働くことに悩みを抱えている 15 歳~39 歳の若者が対象であり、都内には9カ所設置されている。今後は設置個所の増設を図るとともに、若者が利用しやすい地域の居場所づくりをすすめる。

◆ 情報・コミュニケーション格差をなくし、差別を禁止する

障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現のために、障害者差別解消法施行を踏まえた条例(手話言語を含む)を制定する。これまで手話言語条例は52自治体を数えている(2016年7月15日現在、全日本ろうあ連盟調べ)が、都内は東京都もふくめ、制定自治体はない。障がい者差別解消を求める条例は、八王子市、国立市において制定されているが、東京都条例の制定や、都内市区町村の取り組みを促進する。

誰でもが利用しやすい交通機関づくりも重要である。この間、交通バリアフリー法にもとづくバリアフリー基本構想の策定がすすんでいるが十分ではない(全国では、288市町村、465基本構想)。都内は19区(40基本構想)、9市(22基本構想)で制定されている。今後は未策定自治体の策定、すべての駅ホームにホームドアを設置すること、公共

施設、集客施設のバリアフリー化などが課題である。東京都としても積極的に支援をしていく。

◆ 市民活動を支援する

「高齢者、障がい者などの地域の暮らしを 支える」課題のところで述べたように、NPO などの地域活動はますます重要になってい る。東京都としても、NPO などの活動をよ り一層支援する。

そのために、不必要な基金を廃止し、新た に東京都市民活動支援基金を創設する。

◆ 人権政策を推進する

石原知事以降滞っていた東京都の人権政策は、ようやく昨年(2015年)、「東京都人権施策推進指針」が新たに策定された。今後はその施策推進をすすめる。さらに、ヘイトスピーチを許さないための条例制定や、人身取引規制等規制、JKビジネス規制のために(仮称)東京都人権推進条例を制定する。

この間都内では、SOGI(ソギ) — Sexual Orientation(性的指向)、Gender Identity(性自認) — などを包摂する社会の実現に向けて、渋谷区の「同性パートナーシップ条例」や世田谷区の「パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」などの取り組みがあった。東京都も人権推進条例制定などに取り組む。

5. 住まいが保障される東京 一誰もが住まいが保障され、 住まい方が選択できる東京をつくる –

◆ 居住権を保障する

東京都は2014年6月、住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会を設置した。しかし区や市の取り組みは不十分である。東京都は区市町村との連携を強化し、住宅確保要配慮者の居住を保障

する政策をすすめる。

◆ 多様な住まい方を推進する

高齢者や障がい者のみならず、今後は一人世帯が急速に増加すると予測されている。そこで、グループホーム、シェアハウスなど、多様な住まいと住まい方の推進が求められる。そのために、空き家などの活用をすすめる。課題に迅速に対応するために、東京都空き家等活用推進条例を制定する。

都営住宅の入居基準は現在一律である。都 営住宅においても、地域のニーズに応じた住 居基準が必要とされている。東京都は入居基 準を一律に定めるのではなく、区や市ごとに 入居基準が決められるよう、基準策定を区や 市に委任する。また、ひとり暮らしの高齢者 や障がい者が、低家賃で都営住宅に入居でき るよう、シェアルーム化を図るために東京都 都営住宅条例を改正する。

◆ 空き家等活用を推進する

前項に記述した東京都空き家等活用推進条例にもとづき、市区町村との連携を強化する。 空家対策推進特別措置法では、「都道府県は、 市町村に対して技術的な助言、市町村相互間 の連絡調整等必要な援助」を行うことが定め られている。法律にもとづき、都としての役 割を果たす。

特措法では、空家等対策計画の策定や空き 家等対策協議会の設置は市区町村の役割と なっているが、東京都においても空家等対策 計画の策定や空家等対策協議会を設置し、特 に多摩地域町村や島しょとの連携を強化す る。

空き家は、大災害時の住まいの確保として も重要である。東京都空家等対策計画のなか で具体化を図る。また跡地利用も市区町村と 協議しながらすすめる。

◆ 住まいの安全対策をすすめる

戸建て住宅、集合住宅の耐震化は十分では ない。補助金などを改善し、耐震化を推進す る。また化学物質など、シックハウス対策も 徹底する。

子どもや高齢者、障がい者の住まいにおける事故防止対策として、玄関の安全対策と転倒予防や部屋や廊下など移動の安全性を高めることなど、住まいのバリアフリーを強化する。

6. 地域経済を活性化し、人口が減少してもしあわせな東京 - 生活圏をつくり直し、 地域の雇用拡大で経済を活性化する -

◆ 巨大イベントに頼らない地域経済をつくる オリンピック・パラリンピックなどの巨大 なイベントを招致し、その開催に向けて投資 する開発指向の政策はもはや古い時代のもの である。東京都は、巨大イベントに頼らない 地域経済政策をすすめる。

◆ 東京の経済政策を持続可能なものにする 東京の経済政策は、地域の雇用を拡大し、 地域内経済循環を促進するとともに、持続可 能なものでなければならない。

そのためにまず、みどり産業(東京農業、 東京林業)を拡大することに取り組むことが 重要である(具体的には後述)。東京農業、 東京林業の推進によって都内自給率を高め、 減る一方であった農業従事者や林業従事者を 増やしていく。また、保育や介護などは、こ れまで労働条件が劣悪で低賃金のために離職 が多く、不安定な職場であった。そのような 職場を改善し、安定した雇用と報酬を支払う ことで、地域雇用を増大する。

再生可能エネルギーを東京でつくりだすことも地域内経済循環を促進するために重要である。南多摩や奥多摩の豊富な森林を活用したバイオマスエネルギーや、山間地での小水力発電、島しょにおける地熱利用、公共施設・民間施設の屋根利用による太陽光発電など、

活用可能な再生可能エネルギーの研究開発に注力する。

◆ 生活圏に新たな雇用をつくる

超高齢社会がすすむ東京においては、多様な協同労働、社会的企業を生活圏で展開する条件がむしろ高いと知るべきである。人口が減少していくとはいっても、東京はまだまだ人口密度の非常に高い地域である。人口密度の高い地域には、身近なところにさまざまな需要が眠っている。その需要を協同労働、社会的企業、NPOなどによって掘り起し、地域雇用をつくりだすことは大いに可能である。東京都は、そのような活動を市区町村と連携しながら支援していく。

これから20年、30年は、地域福祉の時代である。一人暮らし高齢者や認知症高齢者、一人暮らしを選択した障がい者が、生活圏の中で安心して暮らしていくためには、地域の支え合いが求められる。地域の支え合いによる地域福祉の活性化は、地域に雇用をつくりだすことと不可分である。

◆ 人口が減少してもしあわせを感じる東京 にする

東京も 2020 年頃を境に人口が減少していく。ただし、市区町村によって、あるいは同じ自治体の中でも、人口減少の局面は多様に展開する。また、急激な人口減少はリスクが大きい。当面は多摩地域や島しょの人口減少の推移を注意深くみていくことが必要である。

しかし、「しあわせな東京」を考えるとき、 人口減少はむしろチャンスである。居住空間 は広くなる。人間関係もゆったりとしたもの になる。電車やバスの混雑も緩和する。人が、 人として暮らすには人口は減少した方がいい と考えたい。

ただし、人が、人としての暮らしを成り立 たせるためには、地域の多様な関係をネット ワークしていくことが必要不可欠である。多 様なネットワークの中で、拠点としての居場 所づくりをすすめ、ひとりにしない関係を構 築していくことが大切である。東京都は、臨 海部などに不必要なインフラをつくりだす投 資をやめ、人としての暮らしを成り立たせる ための投資に全力をあげる。

7. みどり産業が発展する東京- 東京農業、東京林業の基礎をつくる -

◆ 食の安全と農福連携を基軸としての東京 農業をすすめる

食の安全を確保するために、地産地消を増やしていく。もちろんそのために、環境保全型農業の推進が求められる。国は今年(2016年)、「環境保全型農業の推進について」(農林水産省生産局農業環境対策課)をまとめている。都市農業推進基本法・基本計画とともに、国の方針・計画を踏まえながら、東京都も改めて安全安心な農産物の提供をめざす。

また、農福連携をめざし、市区町村と連携する。

◆ 東京農業を推進する

東京の農業は現在、東京農業振興プラン (2012年改定) のもとですすめられている。

国は昨年(2015年)、都市農業推進基本 法を策定し、今年5月には都市農業推進基 本計画を閣議決定した。東京都も、基本法・ 基本計画を受けて、東京都農林・漁業振興対 策審議会(産業労働局所管)において、「都 市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京 農業の新たな展開」について今年7月、答 申した。

今後は、①担い手の確保、②生産緑地の拡大、③市民農園、体験農園、農業公園等の拡大、④地域の多様性を生かした東京農業の推進をすすめる。また、農のある風景(農の風景育成地区制度)を活かした農のあるまちづ

くりをすすめる。

◆ 東京農業に必要な制度改善を提案する

東京農業の推進のためには、特に生産緑地 法の抜本的な改正と、関連して市街化区域と 線引きなどを定めた都市計画法の改正、相続 税や固定資産税等の税制改革は必至である。 東京都は、そのためにより一層国に制度改善 を求めていく。

東京都が独自にできる課題としては、「買取り申出農地の買取り推進」がある。先に触れた農業部会答申には、「国は市区町による計画的な生産緑地の買取りに充てる資金などについて、財政的な支援を実施すべきである。なお、都においても、財政面を含め幅広い支援を積極的に行うべきである。」とある。東京都はその実現のために、「東京農業振興基金」を創設し、買取り申出農地の買取りをすすめる。

◆ 東京林業を推進する

奥多摩など東京の森林は、山地が急峻で林 業作業が困難なところが多い。東京都は路網 整備(林道・作業道)などの整備をすすめ、 新たな小型機械などの開発を支援する。林道・ 作業道などの整備がすすめば、森林の財産価 値が高まる。

一方、東京における東京材の利用がすすまなければ、林業そのものも立ち行かない。山とまちの循環である。間伐材のバイオマスエネルギー利用や、東京の木でつくられた建物や家具を増やす施策などをすすめる。

さらに、山とまちをつなぐイベントなどの 開催や、現在「東京チェンソーズ」が手掛け る「自社で購入した 10 ヘクタールの山林に 苗木を植え、都市部の住民に所有してもらう プロジェクト(東京美林倶楽部)」などのア イデアもある。東京都は多様なアイデアの実 現のために支援を強化する。

◆ 基金を整備する

東京都には農業、林業関連の基金はきわめて乏しい。農業関連は「農業構造改革支援基金」しかない(2015年残高はわずかに1億円)。林業関連も森林整備地域活動支援基金(27百万円)、森林整備加速化・林業再生基金(3億円)のみである。農業関連の基金は既述した。林業関連基金も新たな発想のもと、2つの基金を統合し増加を図る。

8. 持続可能な東京 - 再生可能エネルギーの向上、 地球温暖化対策などをすすめる -

◆ 有害物質対策は子ども基準ですすめる

化学物質、電磁波、放射能などの有害物質対策(リスク評価や環境影響調査)は、これまで大人の体格を標準としたものであった。そこで「子ども基準」(子どもガイドライン)によって、化学物質等によるリスクから次世代を担う子どもを守ることが必要とされる。日本では、子どもを対象にした有害物質対策はまだまだ十分ではない。東京都には、化学物質による子どもへの影響を防ぐため独自のガイドラインが策定されているが、子どもから大人まで、すべての人々に向けて対策を強化する。

根本的には有害物質そのものをなくすこと が必要である。東京都はあらゆる知見を動員 して取り組む。

◆ 脱原発に取り組む

東京は、電力の最大の消費地であり、そのほとんどが都外で発電され、東京に送られている。大事故を起こし、いまだ収束せず、収束の展望も見いだせない福島第一原発は東京電力の発電所であった。福島県知事は福島第二原発の廃炉を主張しているものの、東電や政府は廃炉を明確にしていない。また東電、政府は柏崎・刈羽原発を再稼働にむけて策動

している。東京都は福島第二原発の廃炉を要求し、柏崎・刈羽原発の再稼働を認めない。 また、日本のオベアの原発は廃炉にするこ

また、日本のすべての原発は廃炉にすることを求める。

◆ 再生可能電源によって電力を供給する

今年(2016年)4月から、電力自由化が スタートした。東京都は、再生可能エネル ギーを電源とした電力への切り替えを呼びか ける。

さらに、東京における地域分散型の再生可能エネルギー供給増大をめざして、市区町村と連携する。そのためには森林などを使ったバイオマスエネルギーやソーラーシェアリングの利用をすすめ、小水力、風力、地熱、太陽光発電などの研究開発をすすめる。

多摩地域や島しょなど、全電力を地産地消できる市町村を増やす。市民や市民団体が自ら行う発電(市民電力)とも協力し、必要な支援を行う。

◆ 省エネ・廃棄物対策を推進する

東日本大震災による東電の「節電」以来、 事業所、店舗等や住宅における省エネルギー 対策が広がった。今後、一層の強化が求めら れる。東京都においては、公共施設における 省エネルギー対策をさらにすすめる。

3 R (リデュース、リユース、リサイクル) 等、一般廃棄物抑制については拡大生産者責 任を明確にし、市区町村、とりわけ 23 区と の連携を強化する。

脱炭素社会・資源循環社会を推進するためにも、産業廃棄物に関わる温暖化対策の推進もさらにすすめる。マイクロビーズ(マイクロプラスチック)の海洋環境への影響や食品ロスなどの課題についても、東京都としての取り組みを強化する。

◆ 水循環を豊かにする

「水の有効利用促進要綱」や東京都雨水貯留・浸透施設技術指針(案)」(2009年改定)などにもとづき、雨水利用などを一層促進

する。

地下水の対策は、2015年度の東京都地下水対策検討委員会で「これからの地下水保全と適正利用に関する検討について」がまとめられているが、「区部低地部・多摩台地部ともに、地盤沈下が起きるポテンシャルが依然として存在し、特に区部低地部は相対的に高い値であった」と報告されている。

都内には、東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例、小金井市の地下水及び湧水を保全する条例、あきる野市清流保全条例、板橋区地下水及び湧水を保全する条例などがあるが、今後とも地下水涵養を促進し、地下水量を増やすために、東京都地下水保全条例を制定する。

◆ 生物多様性を保全する

東京都は、2012年に「緑施策の新展開~ 生物多様性の保全に向けた基本戦略~」を策 定した。今後はこの戦略の具体化に取り組む とともに、都立公園や河川、海岸等における 植生や希少生物の保全、里山の再生などに取 り組む。

◆ 環境アセスメントを改革する

東京都では個別事業の環境アセスメント (事業段階のアセス)と計画段階アセスメントがある。しかし、計画段階アセス、個別事業アセスとも事業規模が大きすぎることが課題となっている。

計画段階アセス、個別事業アセスとも、対 象事業を拡大する。

9. 大災害に備える東京 - 地域防災力を強化し、誰でもが 生き抜くことができる東京をつくる -

◆ 都心部、低地部の人口を抑制する

東京オリンピック・パラリンピックを契機 に、臨海部への人口集中が加速することも危 惧される。都心部、臨海部、低地部への人口 集中は、東京で最も脆弱な地域が一層危険な地域になることを意味する。そこで都市再生特別措置法を廃止し、都心部、臨海部、低地部の住宅の総量を規制するなど、人口膨張を抑制する施策を導入し、超高層ビルやタワーマンションを規制する。

政府や東京都がすすめようとする画一的なコンパクトシティ化、地域集約型都市構造への再編に対して、地域の特性を活かしたまちづくりをすすめる。

◆ 防災基金を充実する

現在、東京都には防災まちづくり基金 (2015年度末残高 1,000億円)があるが、 災害復旧のための性格は持っていない。そこ で防災基金に改称し、災害復旧にも使えるよ うにするとともに一層の充実を図る。

◆ 木造住宅密集地域を市民参加によって整 備する

東京における木造住宅密集地域の整備は 50年来の課題である。しかし今日なお整備 がすすまないのは建物の老朽化、住む人の高 齢化、接道条件の劣悪さなどの課題があるか らである。したがってその整備は、住民が合 意の上ですすめることが重要である。

区画整理手法などではなく、修復型まちづくりを重視し、共同建て替えや協調的な建て替えなど、地域の合意を得ながらすすめるために、東京都としても関係区を支援する。

防災対策の上で支障となる空き家の撤去について、市区町村の条例にもとづき対応することを求める。

◆ 地域防災力を強化する

東日本大震災以降、受援計画の必要性が高 まっている。東京都防災受援計画を策定する ともに、市区などにも受援計画の策定を促す。

現在行われているショー的な防災訓練を見直し、市区町村との連携をより重視した現実的な防災訓練に変えていく。市区町村の画ー的な防災訓練も現実的なものに変えていくた

めに支援を強化する。また、市区町村の避難 所運営協議会や避難所運営マニュアルについ ては、女性や災害弱者の視点を重視する。

戸建て住宅の多い地区、マンションの多い 地区など、地域の実態に即した対策を強化し、 個人個人の防災力をたかめる訓練が実施でき るよう促す。

防災教育を重視し、小学校から社会教育までの取り組みをすすめる。

◆ 常設型ボランティアセンターの設置をす すめる

東京都には常設された東京都ボランティアセンターがあるが、市区町村にもボランティアセンターの常設を求め、それぞれのボランティアセンターとの連携を強化する。

◆ 首都圏や近県にも避難所の設置をすすめる 広域的な大災害に備えるために、首都圏や 近県に避難所を設置できるよう、首都園サ ミットなどで協議し、具体化する。熊本地震 で明らかになった福祉避難所については、市 区町村の指定状況を点検し、大災害に備える。

◆ 自治体防災ネットワークを推進する

市区町村の自治体防災ネットワークは、できるだけ多くの全国の自治体と防災ネットワークをつくるよう支援する。

防災ネットワーク自治体との平時の交流促進を図るため、東京都としても関係する道府県との連携を図る。

◆ 土木、医療等技術系職員を充実する

土木、建築、医療関係者などの不足が、大 災害時の救援、復旧などに障害になることが 懸念される。そのために、東京都の土木、建 築職員や医療・介護従事者などの充実を図る。

10. 市民参加によるまちづくりに転換する東京

- 生活の安全性を高める まちづくりに価値観を転換する -

◆ 都市計画を見直す

人口減少社会を見すえ、都市計画のあり方 を見直す。現行都市計画を市民生活の視点か らすべて検証し、廃止すべき都市計画は廃止 する。

都市計画道路については、東京都都市計画 道路見直しプログラムを策定するとともに、 市区町村もプログラムを策定し、市民参加で 見直しをすすめる。市街地再開発、区画整理 事業についても、現行計画をすべて検証し、 事業の是非を市民参加で見直す。また、公共 施設については、東京都公共施設マネジメン ト計画を策定し、人口減少社会にふさわしい 公共施設に整理統合していく。

23 区の用途地域決定権限は東京都から 23 区に移譲する。

◆ 道路、下水道などの維持管理を重視する

東京都の道路は、幹線道路も含めて新規建設から維持管理重視の政策に転換するとともに、歩行者の安全性を重視した道路構造に転換をすすめる。市区町村の細街路などの整備を支援し、生活の安全性を高める。

下水道は今後急速に老朽化が進行する。安 定的に下水道機能を維持するために、東京都 が管理する下水道の再構築をすすめるととも に、市町村の老朽化対策を支援する。

◆ 橋梁、トンネルの安全性を強化する

東京都が管理する橋梁やトンネルはいうに 及ばず、市区町村もふくめて日常的な点検を 重視し、安全性を高める。なお、東京都「ト ンネル予防保全計画」によれば、2024年度 までの10年間の実施計画の対象トンネル数 は26カ所である。また、東京都にある橋梁 は2,579か所という膨大なものである(市 区町村を含む)。

◆ 人口減少社会を見すえた地域公共交通政 策をすすめる

リニア中央新幹線は東京一名古屋間の2027年の先行開業を目指し、2014年12月に同区間の起工式が行われた。また安倍政権は大阪までの延伸もめざそうとしている。このように起工が開始された現状にあっても、その必要性や環境に与える影響などの観点から、即時中止を求める。

東京都は今年(2016年)6月、「東京都臨海部地域公共交通網形成計画」を公表した。この計画は文字通り、臨海部地域公共交通網の形成を目的としたもので、港区、中央区、江東区などの都市開発計画と連動したものである。これら計画がすすめば、都心区への人口集中はさらにすすみ、いびつな都市構造が一層露わになる。臨海部地域公共交通網形成計画を再検討する。

一層の国際化に配慮し、わかりやすい路線 図を作成し、誰もがインターネットなどで見 ることができるようにする。

人口減少社会を見すえ、東京都の交通政策は自転車、歩行者の安全性を高める政策に転換する。多摩地域、島しょにおける地域公共交通は、地域生活を維持することを重視し、その充実を図る。

◆ 羽田空港の機能を分散する

日本には、拠点空港 29 カ所、地方管理空港 54 カ所、その他の空港 12 カ所、共用空港 (自衛隊の設置する飛行場などで民間の空港の機能も果たす)7カ所、合計 102 カ所もの空港が存在する。したがって、今後の国際便増強などへの対応は、羽田空港の膨張や飛行便の増大によることなく、他の空港への分散をめざす。

飛行ルート変更は住民の意見を大切に対応 する。

◆ 基地等対策をすすめる

全国には計 128 か所の米軍基地があり、 都内にも7カ所存在する(赤坂プレスセン ター、横田基地、府中通信施設、多摩サービ ス補助施設、大和田通信所、硫黄島通信所、 ニューサンノー米軍センター。由木通信所は 今年7月に返還)。また、陸上自衛隊駐屯地 が10カ所、海上自衛隊の施設・航空基地が 7か所、航空自衛隊の基地等が8カ所存在す る。

これら基地等の存在によって騒音問題や安全面での不安が生じていることから、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会などを通して、米軍基地の返還を求めるとともに良好な生活環境の確保に向けた騒音対策の充実・強化、米空母艦載機離着陸訓練の中止などの対策を、基地等が存在する市区町村と連携してすすめる。

<補足>

今後、国際情勢、TPP 発効の如何、大地 震や火山災害など、情勢が大きく変化するこ とが十分考えられる。この東京構想では、特 に国際情勢については踏み込んだ分析を行っ ていない。したがって、大きな情勢の変化が 起きた際には、その時々の「東京政策」によっ て対応するものとする。

東京構想2016

データ編

全国から見た東京 基本的な状況の推移と変化 政策の課題

<誰にでも開かれた東京一自治と民主主義を大切にする一>

< 10 の政策の柱>

- 1. 子どもたちが未来を描ける東京
- 2. 生涯にわたる教育の機会を保障する東京
- 3. 女性や若者の働き方によって変わる東京
- 4. 誰もが安心して暮らす東京
- 5. 住まいが保障される東京
- 6. 地域経済を活性化し、人口が減少してもしあわせな東京
- 7. みどり産業が発展する東京
- 8. 持続可能な東京
- 9. 大災害に備える東京
- 10. 市民参加によるまちづくりに転換する東京

全国からみた東京

	項目	東京都	全国	全国比	順位	年次	
	人口総数	千人	13,390	127,083	10.5%	1位	2014
	年少人口(15 歳未満)	千人	1,517	16,233	9.3%	1位	2014
	生産年齢人口(15 歳~64 歳)	千人	8,861	77,848	11.4%	1位	2014
人	老年人口(65 歳以上)	千人	3,011	33,000	9.1%	1位	2014
	外国人登録人口	千人	431	2,122	20.3%	1位	2014
世	転入者数(他府県との移動)	千人	457	2,503	18.3%	1位	2015
帯	転出者数(他府県との移動)	千人	372	2,503	14.9%	1位	2015
	合計特殊出生率		1.15	1.42		47 位	2014
	総世帯数	千世帯	6,692	53,403	12.5%	1位	2015
	1世帯当たり人員	人	2.02	2.38		47 位	2015
面	全面積	km²	2,191	377,972	0.6%	45 位	2014
積	内訳:区部(626.7)、多摩(1002.6)、島しょ	(404.1)				
	都内総生産(名目 GDP)	億円	919,089	5,001,582	18.4%	1位	2012 年度
	事業所数 *民営事業所のみ	千事業所	654	5,542	11.8%	1位	2014
	従業者数 *民営事業所のみ	千人	9,185	57,428	16.0%	1位	2014
	農家人口	千人	11	2,097	0.5%	47位	2015
	農業産出額	億円	295	84,279	0.4%	47 位	2014
	経営耕地面積	ha	4,245	3,451,444	0.1%	47位	2015
経済	現況森林面積	ha	76,285	24,432,103	0.3%	46 位	2015
済	工業事業所数(従業者 4 人以上)	事業所	12,156	202,410	6.0%	3位	2014
	工業事業従業者数	人	269,815	7,403,269	3.6%	7位	2014
	製造品出荷額等	千億円	8,159,351	305,139,989	2.7%	15位	2014
	商店数(卸売・小売)	商店	157,968	1,407,235	11.2%	1位	2014
	商店従業者数	人	1,945,838	11,618,054	16.7%	1位	2014
	年間商品販売額(民営事業所のみ)	千億円	1,678	4,788	35.0%	1位	2014
	消費者物価地域差指数		105.3	100		1位	2014 年平均
行政	一般会計歳入歳出予算額 (東京都及び国の一般会計当初予算)	億円	70,110	967,218	7.2%	-	2016 年度
労	完全失業率	%	3.6	3.4	105.9%	-	2015 年平均
働	有効求人倍率		1.75	1.2	145.8%	-	2015 年平均
早	持ち家住宅率	%	45.8%	61.7%	74.2%	47位	2013年
居住	専用住宅の 住宅当たり延べ面積 (居住世帯ありの住宅)	m²	63.54	92.97	68.3%	47 位	2013年
家	勤労者1世帯当たり 1カ月世帯主の勤め先収入	千円	553.9	483.3	114.6%	-	2014 平均
計	勤労者1世帯当たり 1カ月世帯主の消費支出	千円	353.3	318.7	110.9%	-	2014 平均

出典:東京都 HP「くらしと統計 2016」、東京都「東京都統計年鑑 平成 26 (2014) 年」、総務省統計局「平成 27 (2015) 年国勢調査」、総務省統計局「日本の統計 2016」、内閣府「県民経済計算」、農林水産省「2015年農林業センサス」、農林水産省「平成 26 (2014)年生産農業所得統計」、経済産業省「平成 26 (2014)年工業統計調査」、経済産業省「平成 26 (2014)年商業統計確報」

基本的な状況の推移と変化

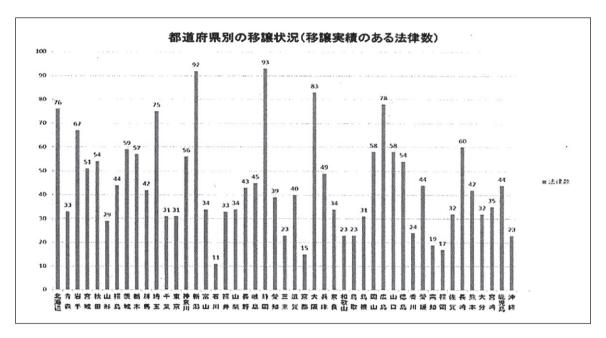
■人口・世帯

一八口,压带		
	東京 (2008年⇒20016年)	全国(2008年⇒20016年)
人口総数	1265.9 万人⇒ 1339.0 万	1 億 2777 万人⇒ 1 億 2708 万
年少人口	147.7 万人 ⇒ 151.7 万	1743.5 万人 ⇒ 1623.3 万
生産年齢人口	877.7万人⇒886.1万	8373.1 万人 ⇒ 7784.3 万
老年人口(高齢化率)	241.5 万人 ⇒ 301,1 万 (19.1%) ⇒ (22.5%)	2660.4 万人 ⇒ 3300.0 万 (20.8%) ⇒ (26.0%)
合計特殊出生率	1.02 ⇒ 1.15	$\begin{array}{c} (26.876) \\ 1.32 \Rightarrow 1.42 \end{array}$
総世帯数	589.1 万世帯 ⇒ 669.2 万	4956.6 万世帯 ⇒ 5340.3 万
1世帯あたり人員	2.13 人 ⇒ 2.02	2.55 人 ⇒ 2.38
■経済		
都内総生産(名目 GDP)	92.2694 兆円 ⇒ 91.9089 兆	503.3668 兆 ⇒ 500.1582 兆
事業所数 *民営のみ	66.5万 ⇒ 65.4万	572.8万 ⇒ 554.2万
従業者数 * 民営のみ	775.3万人 ⇒ 918.5万	5206.7 万人 ⇒ 5742.8 万
農家人口	3.1 万人 ⇒ 1.1 万	⇒ 209.7 万人
農業算出額	287 億円 ⇒ 295 億	8 兆 8067 億円 ⇒ 8 兆 4279 億
経営耕地面積	5336ha ⇒ 4245	⇒ 345 万 1444ha
現況森林面積	7万 3463ha ⇒ 7万 6285	⇒ 2443 万 2103ha
工業事業所数 *従業員4人以上	2万1296 ⇒1万2156	⇒ 20万 2410
工業事業者数	38. 2831 万人 ⇒ 26.98 万	⇒ 740. 32 万人
製造品出荷額等	10.8 兆円 ⇒ 8.2 兆	295.8 兆円 ⇒ 305.1 兆
商店数(卸・小売)	17万1155⇒15万7968	⇒ 140 万 7235
商店従業者数	166万 5591 ⇒ 194万 5838	⇒ 1161万 8054
年間商品販売額 *民営のみ	176.9 兆円 ⇒ 167.8 兆	538.8 兆円 ⇒ 478.8 兆
■行政		
一般会計当初予算	6.6 兆円 ⇒ 7.0 兆	82.9 兆円 ⇒ 96.7 兆
■労働		
完全失業率	$4.2 \Rightarrow 3.6$	$4.1 \Rightarrow 3.4$
有効求人倍率	$1.58 \Rightarrow 1.75$	1.06 ⇒ 1.20
■労働		
完全失業率	$4.2 \Rightarrow 3.6$	$4.1 \Rightarrow 3.4$
有効求人倍率	$1.58 \Rightarrow 1.75$	1.06 ⇒ 1.20
■居住		
持ち家住宅率	$44.8\% \Rightarrow 45.8$	61.2% ⇒ 61.7
専用住宅1住宅当たり 延べ面積	64.48m ² ⇒ 63.54	94.85m ² ⇒ 92.97
■家計		
勤労者1世帯当たり 世帯主の勤め先月収	47.38 万円 ⇒ 55.3 万	43.2 万円 ⇒ 48.3 万
勤労者1世帯当たり 世帯主の消費月支出	35.0 万円 ⇒ 35.3 万	32.0 万円 ⇒ 31.8 万
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

政策の課題

<誰にでも開かれた東京 - 自治と民主主義を大切にする->

■条例による事務処理特例-都道府県別以上状況(2013年4月1日現在)



○ 移譲実績の多い都道府県

①静岡県 93 法律(2008 調査: 86 法律) ②新潟県 92 法律(2008 調査: 65 法律) ③大阪府 83 法律(2008 調査: 37 法律) ④広島県 78 法律(2008 調査: 77 法律) ⑤北海道 76 法律(2008 調査: 68 法律)

- 1 都道府県平均は約 44 法律(2008 調査:約 40 法律)
- 東京都は 31 法律で、全国では下から 11 位
- ◆条例による事務処理特例制度の活用状況(内閣府、2013 年 4 月 1 日現在) http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/jimushoritokurei_joukyou.pdf
- ◆事務処理特例制度の活用による移譲状況一覧表(内閣府、2013 年 4 月 1 日現在) http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/jimushoritokurei_joukyou_130401.pdf

東京都から市区町村への権限移譲の例を条例による事務処理特例制度の活用状況からみると、 東京都は全国で下位(下から 11 位)にあり、きわめて不十分である。

■自治基本条例、議会基本条例の策定状況

- 全国の自治基本条例の策定状況(NPO 法人 公共政策研究所調べ)
 - 2016年10月1日現在 351条例
 - ・ 都道府県の策定状況 北海道、神奈川県の2道県(兵庫県まちづくり基本条例をカウントすることもある)

○ 全国の議会基本条例の策定状況(自治体議会改革フォーラム、2015年09月18日更新)

合計 701 自治体 (39.2%) (2015 年 09 月 18 日更新)

内訳:道府県 30(63.8%)、政令市 15(75.0%)

特別区 2 (8.7%)、市 415 (53.9%)、町村 239 (25.8%)

自治基本条例は、何を持って自治基本条例とするかについて研究者等によって異なっている。 上記の制定数は、あくまで NPO 法人 公共政策研究所の考え方にもとづく策定状況である。

○都内市区町村の自治基本条例・市民参加条例・議会基本条例の策定状況

23区

	自治基本条例	議会基本条例
千代田区		
中央区		
港区		
新宿区	自治基本条例	
文京区	「文の京」自治基本条例	
台東区		
墨田区	協治(ガバナンス)推進条例	
江東区		
品川区		
目黒区		
大田区		
世田谷区		
渋谷区		
中野区	自治基本条例	
杉並区	自治基本条例	
豊島区	自治の推進に関する基本条例	
北区		
荒川区		0
板橋区		0
練馬区	区政推進基本条例	
足立区	自治基本条例	
葛飾区		
江戸川区		

多摩地域(市部)

夕净地域 (中山	自治基本条例・市民参加条例	議会基本条例
八王子市	八王子市民参加条例	0
立川市		0
武蔵野市		
三鷹市	自治基本条例	
青梅市		
府中市		
昭島市		
調布市	自治の理念と市政運営に関する基本条例	\bigcirc
町田市		
小金井市	市民参加条例	0
小平市	自治基本条例	0
日野市		
東村山市	みんなで進めるまちづくり基本条例	0
国分寺市	自治基本条例	
国立市		\circ
福生市		
狛江市	市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	
東大和市		
清瀬市	まちづくり基本条例	
東久留米市		
武蔵村山市		
多摩市	自治基本条例	\bigcirc
稲城市		
羽村市		
あきる野市		0
西東京市	市民参加条例	

^{* 23} 区、多摩地域ともに「2014 基礎自治体ベンチマーク」(東京自治研究センター、地域生活研究所)。小金井市議会基本条例について追加。

1. 子どもたちが未来を描ける東京

■東京都の基金数(平成 27 (2015) 年度公金管理計画、東京都会計管理局)

2015年度の基金一覧と平均残高見込みは以下のとおり。なお、2015年度予算補正予算と2016年度当初予算で以下の基金が新たにつくられている。

- < 2015 年度補正>
- ・国民健康保険財政安定化基金(仮称) 22 億円
- < 2016 年度予算>
- ・障害者スポーツ振興基金(仮称) 200億円

図表-3 平成27(2015)年度基金一覧及び平均残高見込み

単位:億円

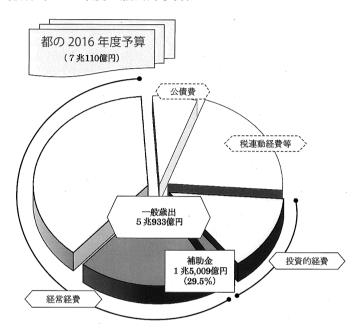
基 金 名	平均残高	基 金 名	平均残高
アジア人材育成基金	5	福祉・健康安心基金	103
都市外交人材育成基金 (新設)	60	後期高齢者医療財政安定化基金	138
東京都尖閣諸島寄附金による尖閣諸島活 用基金	14	安心こども基金	195
災害救助基金	80	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	46
財政調整基金	5, 480	医療施設耐震化臨時特例基金	44
社会資本等整備基金	5, 370	地域医療再生基金	9
東京オリンピック・パラリンピック開催 準備基金	4, 050	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	71
防災街づくり基金	1,000	介護職員処遇改善等臨時特例基金	13
人に優しく快適な街づくり基金 (新設)	300	地域医療介護総合確保基金	49
スポーツ・文化振興交流基金	1	福祉先進都市実現基金(新設)	300
消費者行政活性化基金	3	森林整備地域活動支援基金 ※	0
芸術文化振興基金 (新設)	80	緊急雇用創出事業臨時特例基金	92
緑の東京募金基金	3	森林整備加速化・林業再生基金	3
公害健康被害予防基金	30	農業構造改革支援基金	1
再生可能エネルギー等導入推進基金	10	おもてなし・観光基金 (新設)	150
水素社会・スマートエネルギー都市づく り推進基金 (新設)	360	減債基金	11, 320
介護保険財政安定化基金	30	心身障害者扶養年金基金	594
国民健康保険広域化等支援基金	25		
		計 (35 基金)	30, 029

[※] 森林整備地域活動支援基金の平均残高は、約27百万円

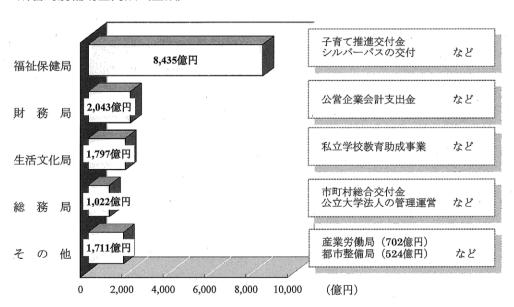
■東京都一般会計と補助金

都が支出している補助金は、2016年度予算においては、776事業、1兆5,009億円となっている。補助金は下記のグラフのように、都の政策的経費である一般歳出の、およそ3割を占めている。特に福祉保健局の補助金は他局と比較して圧倒的に多い。

都の補助金の総額(2016年度一般会計予算)



所管局別補助金内訳 (金額)



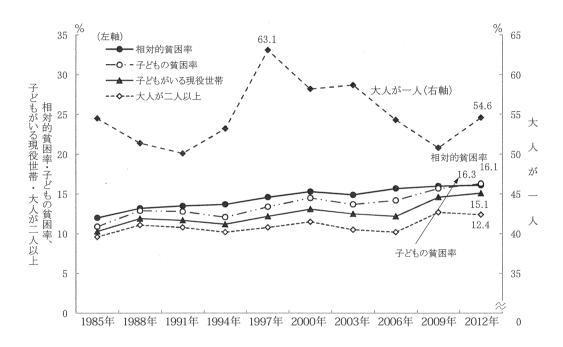
■子どもの貧困関連データ

○相対的貧困率と子どもの貧困率

2012年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は122万円(名目値)となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は16.1%となっている。また、「子どもの貧困率」(17歳以下)は16.3%となっている。

「子どもがいる現役世帯」(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員についてみると、15.1%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では 54.6%、「大人が二人以上」の世帯員では 12.4%となっている。

貧困率の年次推移(平成25(2013)年 国民生活基礎調査の概況)

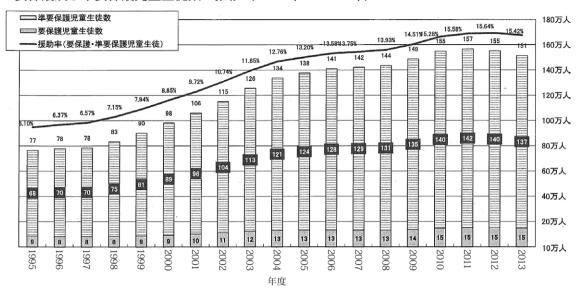


- 注:1) 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 - 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 - 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 - 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

○ 要保護および準用保護児童数、就学援助率(文部科学省調べ)

- ・2013年度要保護及び準要保護児童生徒数(就学援助対象人数)は、1,514,515人(対前年度▲37,508人)で2年連続減少。東京都も、177、42人(前年度▲6,165人)と減少。
- ・2013 年度就学援助率は,15.42% (対前年度▲ 0.22 ポイント)。平成7年度の調査開始以来,初めて減少。東京都も22.32% (前年度▲ 0.89%) と減少。
- ・主な減少要因は、就学援助対象人数については児童生徒数全体の減少、就学援助率について は経済状況の改善が挙げられている(文科省市町村によるアンケートから)。

要保護及び準要保護児童生徒数の推移(1995年~2013年)



- ※ 要保護児童生徒数:生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数:要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

2013 年度要保護および準用保護児童生徒数 (学用品等)

都道府県別要保護・重要保護受給率上位 10 位(被災児童生徒就学援助を除く)

		要保護児童 生徒数… A	準養護児童 生徒数…B	公立小中学校 児童生徒数…C	A / C	В / С	A + B / C
1	高知県	1,332	11,715	51,433	2.59	22.78	25.37
2	大阪府	23,644	148,245	681,789	3.47	21.74	25.21
3	山口県	949	25,760	108,526	0.87	23.74	24.61
4	北海道	14,817	76,064	394,142	3.76	19.30	23.06
5	福岡県	9,624	81,897	404,563	2.38	20.24	22.62
6	東京都	15,764	160,914	791,687	1.99	20.33	22.32
7	広島県	4,219	45,446	222,810	1.89	20.40	22.29
8	鹿児島県	2,231	26,094	136,849	1.63	19.07	20.70
9	京都府	5,799	32,587	192,060	3.02	16.97	19.99
10	沖縄県	2,463	26,103	145,384	1.69	17.95	19.65
都道	府県計 / 平均	148,497	1,366,018	9,822,443	1.51	13.91	15.42

東京都の受給率は全国第6位と上位にある。要保護受給率のみを上位10位でみると、北海道、 大阪府、京都府、高知県、福岡県、東京都、長崎県、沖縄県、兵庫県、鹿児島県の順になり、東 京都はこの受給率でも全国的に非常に高い。

○ 生活保護(東京都福祉局福祉行政統計編)

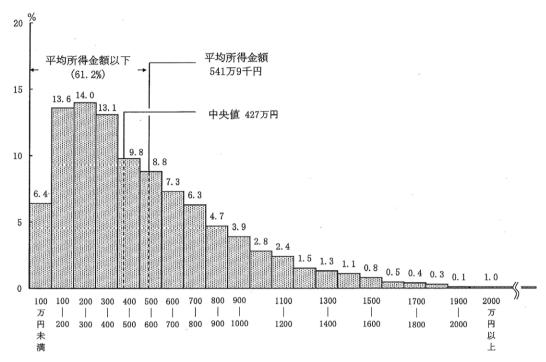
子どもの貧困は親の貧困が要因の1つである。そのデータとして生活保護の状況を示すデータのとおり、生活保護の受給率は自治体によって大きな違いがある。また区部と市部とを比較すると5.3 ポイントもの差がある。

工心体或比	一帯・人員・保護率			(2016年/月)
	世帯	人員 (B)	保護率 ‰(B)/(A)	前年同月保護率‰
総数	232,000	293,695	21.6	21.9
区部計	174,598	217,236	23.2	23.7
千代田区	556	612	10.3	11.0
中央区	942	1,083	7.4	7.6
港区	1,954	2,308	9.3	10.5
新宿区	9,050	10,370	30.6	31.3
文京区	2,088	2,377	10.7	11.4
台東区	8,122	8,808	44	47.6
墨田区	6,572	8,166	31.4	31.6
江東区	7,806	9,994	19.9	20.7
品川区	4,807	5,676	14.5	15.1
目黒区	2,489	2,904	10.4	10.5
大田区	13,545	16,723	23.2	23.5
世田谷区	8,663	10,213	11.2	11.3
渋谷区	2,915	3,286	14.5	15.1
中野区	6,603	7,530	22.6	23.5
杉並区	6,669	7,756	13.6	14.0
豊島区	6,264	7,004	23.8	23.8
北区	7,872	9,596	27.8	28.4
荒川区	5,409	6,535	30.6	31.2
板橋区	14,217	18,723	33	35
練馬区	13,086	17,016	23.4	23.7
足立区	19,090	25,935	38.5	37.3
葛飾区	10,569	13,802	30.9	31
江戸川区	15,310	20,819	30.4	30.5
市部計	56,263	74,898	17.9	18
八王子市	7,793	10,375	18.0	18.8
立川市	3,799	4,973	28.2	27.7
武蔵野市	1,671	1,932	13.3	13.8
三鷹市	2,666	3,356	17.7	18.4
青梅市	2,020	2,812	20.6	20.5
府中市	4,023	5,404	20.6	20.7
昭島市	1,819	2,431	21.8	21.7
調布市	2,407	2,951	12.7	12.6
町田市	5,425	7,718	17.8	17.6
小金井市	1,423	1,643	13.4	13.0
小平市	2,415	3,239	16.9	17.1
日野市	1,793	2,366	12.6	12.3
東村山市	2,544	3,384	22.5	23/0
国分寺市	961	1,156	9.4	8.9
国立市	858	1,087	14.7	14/0
福生市	917	1,187	20.3	20/0
<u> </u>	907	1,084	13.4	13.2
東大和市	1,297	1,867		21.5
清瀬市 東久留米市	1,620 1,684	2,236 2,362	29.8	29.0 20.1
武蔵村山市	1,084	1,712	20.3	23.6
多摩市	1,866	2,586		17.9
多摩巾 稲城市	889	1,237	17.6 13.9	14.2
羽村市	573	1,237	13.9	13.8
あきる野市	682	955	11.8	13.8
西東京市	3,010	4,067	20.3	
郡部計	689	1,021	17.6	20.3 18.5
島部計	450	540	20.7	
四印印	1 450	540 — 27		20.5

○ 所得の分布状況(2015 年 国民生活基礎調査の概況)

下図のように、1000万円未満 6.4%、100万円から 200万円 13.6%、200万円から 300万円 14.0%となっている。

所得金額階級別世帯数の相対度数分布(2015年調査)



○ 学校給食費無償化・補助実施自治体(自治労学校事務協議会調べ)

<都内自治体> 2016 年 10 月 1 日現在

- ・完全無償化実施自治体 利島村、御蔵島村、奥多摩町(利島村、御蔵暇村は教材費等も含めた完全無償化団体)
- ・3子以降 葛飾区
- · 3 子以降 240 ~ 320 円/食 品川区
- ・ひとり親 文京区

○ 学校給食費の納入方法(市町村部、自治労学校事務協議会調べ)

- ①【指定金融機関】(3団体)国立市、国分寺市、稲城市
- ②【役場に納入】(1団体)三宅村
- ③【不明】(1団体)あきる野市
- ④【センター口座】(3団体)昭島市、武蔵村山市、日ノ出町
- ⑤【校長口座】(2団体)町田市、東大和市
- ⑥【規則に納付の規定なし】(25団体)八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東久留米市、狛江市、清瀬市、羽村市、西東京市、瑞穂町、奥多摩町、新島村、神津島村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

○保育サービスの利用者数、待機児童数保育所等利用児童数、待機児童数の推移

区分	待機児童数	_{tr} (人)					
[]	付機児里剱	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	(人)
2011年	7,855	1,576	3,715	1,827	615	122	▲ 580
2012年	7,257	1,358	3,487	1,698	613	101	▲ 598
2013年	8,117	1,637	3,883	1,691	752	154	+ 860
2014年	8,672	2,151	4,046	1,701	588	186	+ 555
2015年	7,814	1,786	4,089	1,436	420	83	▲ 858
2016年	8,466	2,072	4.447	1,485	411	51	+ 652

⁽注) 各年4月現在

多摩市部

就学前児童保育割合

2015年 単位:人

	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率
東京都	630,419	247,513	39.3%
23区	426,487	165,893	38.9%
多摩市部	200,060	79,507	39.7%
2016年			
東京都	637,329	261,705	41.1%
23区	434,279	177,211	40.8%

[※] 就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)」 による

82.296

41.3%

待機児童数はここ数年、東京都全体で8,000人前後をキープしており、改善にはほど遠い。 就学前児童人口比率は、2016年は前年に比較してやや増えて、40%を超えた。2016年4月1 日現在における市区町村の主な状況は以下のとおり。

○ 保育サービス利用児童数の増加が大きい市区町村(前年からの増加数)

199,171

- ①世田谷区 1,124 人 ②杉並区 894 人 ③練馬区 891 人
- 待機児童数が多い市区町村
 - ①世田谷区 1,198 人 ②江戸川区 397 人 ③板橋区 376 人
- 待機児童数の増加が大きい市区町村(前年からの増加数)
 - ①中央区 144 人 ②荒川区 116 人 ③江東区 110 人
- 待機児童数の減少が大きい市区町村(前年からの減少数)
 - ①葛飾区 ▲ 146 人 ②新宿区 ▲ 110 人 ③豊島区 ▲ 104 人

[※] 保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育事業、 事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、定期利用保育、区市町村単独保育施策等の合計。

[※] 東京都福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」

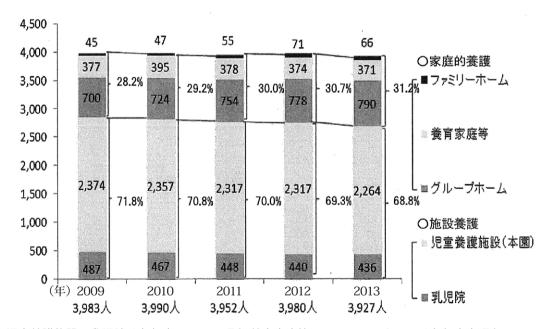
○社会的養護の状況

都における社会的養護の施設等種別および定員 (資料:福祉保健局)

施設等種別	か所数	定員	
養育家庭等(※1)	_	653 家庭	
ファミリーホーム (※2)	14 ホーム	84 名	
乳児院	10 施設	483 名	
児童養護施設	63 施設	3,213 名	
本体施設	63 施設	2,423 名	
グループホーム	131 ホーム	790名	

- ※ 2014年3月1日現在
- ※ 養育家庭等については 2014 年 3 月 31 日現在
- ※1養育家庭等の家庭数は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録家庭数の合計
- ※2ファミリーホームには、養育家庭移行型と法人型がある。

社会的養護の措置人員の推移 (資料:福祉保健局)



- ※ 児童養護施設、乳児院は各年度 3 月 1 日現在 養育家庭等・ファミリーホームは各年度末現在
- ※ 養育家庭等の人員数は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託人員の合計

家庭的養護等は定員(653家庭)に対して、措置人員は790名と措置人員が定員を相当に超えている。その他の種別の差異は少ない。

2. 生涯にわたる教育の機会を保障する東京

■小中学校の長期欠席児童数

東京都『平成 26 (2014) 年度 学校基本調査報告』(2006 年は『東京都統計年鑑』) によって、小中学校の長期欠席児童数とその児童生徒数に占める比率をみると下表のようになる。2014 年 (5月1日現在) と 2006 年末を比較すると、区部平均で小学生 0.005 ポイント、中学生 0.22 ポイント、多摩市部で小学生 0.03 ポイント、それぞれ 2015 年が増加し、多摩市部の中学生のみ、2015 年が 0.09 ポイント低下している。

区部、市部とも自治体ごとにみると、その相違が大きい。また、福生市の2015年の中学生は9.29%と以上に高い比率となっている。区部、市部とも5%を超える比率は、福生市のみである(福生市は2006年も5.67%と、最も比率が高かった)。

小中学校の長期欠席児童数と比率

				2014年5月	11日現在		2006年度末			
			小学校長期 欠席者数	同左・児童 数に占める 比率%	中学校長期 欠席者数	同生徒数に 占める比率 %	小学校不登 校長期欠席 者数	同児童数に 占める比率 %	中学校不登 校長期欠席 者	同生徒数に 占める比率 %
千	代田	区	20	0.46%	124	2.02%	40	0.83%	152	2.05%
中	央	区	47	0.92%	43	2.97%	33	0.73%	52	4.28%
港		区	72	0.86%	164	1.79%	51	0.76%	98	1.22%
新	宿	区	91	1.03%	153	2.42%	48	0.54%	97	1.56%
文	京	区	63	0.63%	172	2.38%	40	0.42%	145	1.69%
台	東	区	73	1.14%	112	3.76%	56	0.88%	75	2.77%
墨	田	区	50	0.53%	222	4.10%	52	0.56%	174	3.64%
江	東	区	129	0.59%	279	3.27%	115	0.66%	283	3.93%
品	Ш	区	110	0.79%	261	3.38%	83	0.68%	189	2.33%
且	黒	区	75	0.80%	134	3.23%	49	0.51%	136	2.92%
大	田	区	236	0.82%	399	3.36%	272	0.93%	410	3.87%
世	田谷	区	180	0.49%	496	2.51%	130	0.37%	482	2.59%
渋	谷	区	77	1.03%	106	2.24%	78	1.09%	114	2.21%
中	野	区	60	0.64%	149	2.61%	56	0.57%	133	2.58%
杉	並	区	136	0.69%	250	2.41%	119	0.63%	208	2.00%
豊	島	区	59	0.69%	165	2.48%	41	0.49%	162	2.16%
北		区	80	0.63%	258	3.12%	60	0.48%	252	3.45%
荒	Ш	区	82	0.99%	123	2.84%	38	0.51%	133	3.39%
板	橋	区	176	0.79%	374	3.03%	162	0.71%	400	3.28%
練	馬	区	163	0.49%	456	2.80%	301	0.86%	507	3.39%
足	<u>1</u>	区	274	0.88%	677	4.55%	344	1.04%	476	3.27%
葛	飾	区	172	0.86%	435	4.58%	78	0.37%	216	2.38%
江		区	275	0.77%	579	3.38%	251	0.66%	570	3.80%
区	部平	均	2 700	0.73%	6131	3.05%	2 497	0.68%	5 464	2.83%

			2014年5月1日現在			2006年度末				
			小学校長期	同児童数に	中学校不登	同生徒数に	小学校不登		中学校不登	
			欠席者数	占める比率	校長期欠席	占める比率	校長期欠席		校長期欠席	占める比率
<u></u>				%	者	%	者数	%	者	%
_	王子		256	0.90%	528	3.21	241	0.82%	589	3.69%
立	JII	市	76	0.88%	151	4.02	91	1.04%	146	3.90%
武	蔵野		50	0.73%	100	2.43	53	0.79%	164	3.78%
Ξ	鷹	市	81	0.96%	135	3.39	69	0.84%	96	2.94%
青	梅	市	58	0.85%	133	3.57	32	0.39%	126	3.20%
府	中	市	120	0.86%	182	2.89	95	0.70%	205	3.57%
昭	島	市	56	0.97%	110	3.89	69	1.12%	116	3.81%
調	布	市	70	0.63%	137	2.39	61	0.58%	139	2.89%
町	田	市	165	0.67%	411	3.15	171	0.72%	325	2.92%
小	金井	市	35	0.62%	82	1.96	28	0.46%	57	1.77%
/]\	平	市	70	0.72%	195	3.96	125	1.20%	177	3.72%
日	野	市	89	0.96%	118	2.78	73	0.82%	115	3.16%
東	村山	市	69	0.91%	170	4.00	51	0.65%	141	3.21%
王	分寺	市	45	0.76%	76	2.51	42	0.72%	58	2.13%
玉	立	市	28	0.61%	76	3.17	44	0.86%	54	2.09%
福	生	市	37	1.49%	114	9.29	64	2.01%	85	5.67%
狛	江	市	23	0.72%	44	3.34	25	0.79%	47	4.01%
東	大和	市	34	0.75%	64	2.98	50	1.10%	78	4.03%
清	瀬	市	41	0.99%	70	3.67	29	0.68%	66	3.87%
東	久留さ	₭市	36	0.62%	80	2.78	36	0.56%	74	2.61%
武	蔵村L	山市	61	1.33%	70	3.31	33	0.80%	98	5.08%
多	摩	市	74	1.03%	89	2.35	56	0.82%	105	2.76%
稲	城	市	26	0.48%	52	2.23	28	0.57%	39	2.05%
羽	村	市	14	0.46%	52	3.49	37	1.08%	77	4.70%
あ	きる里	市	34	0.73%	90	3.61	26	0.54%	76	3.16%
西	東京	市	68	0.73%	170	3.90	52	0.55%	125	2.85%
市	部平	均	1 716	0.81%	3 499	3.21	1 681	0.78%	3 378	3.30%

出所:東京都『平成 26 (2014) 年度 学校基本調査報告』

出所:『東京都統計年鑑』(2006年)

■スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

- スクールカウンセラーの配置 (1995 年度から順次拡大) 【国の補助事業】
 - ・2013 年度より、全公立小・中・高等学校に配置(小学校: 1295 校、中学校 629 校、高等学校 188 校、計 2112 校)
- スクールソーシャルワーカーの配置 (2008 年度から) 【国・都の補助事業】
 - ・スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援
 - ・2014 年度 42 市区町村で配置

■夜間中学校の設置状況

東京都内の夜間中学校(中学校夜間学級)の設置状況は、2016年4月1日時点では以下のとおり。全国では、31校の中学校に夜間学級が設置されており、東京都はそのうちの8校である。

- 墨田区立文花中学校
- 大田区立糀谷中学校
- ・世田谷区立三宿(みしゅく)中学校
- 荒川区立第九中学校
- 足立区立第四中学校
- 江戸川区立小松川第二中学校
- 葛飾区立双葉中学校
- 八王子市立第五中学校

■定時制高校

○ 2016 年度募集

	普通科	大崎、小山台、大森、雪谷、桜町、松原、豊島、大山、 足立、江北、葛飾商業、南葛飾、江戸川、葛西南、立川、農業、 神代、町田、福生、大島、八丈			
**	農業科	園芸、農芸、農産、農業	4 校		
学年制	工業科	工芸、蔵前工業、墨田工業、総合工科、中野工業、荒川工業、北豊島工業、本所工業、小金井工業			
	商業科	第三商業、足立、荒川商業、葛飾商業、第五商業			
	併合科	五日市、瑞穂農芸			
	産業科	橘	1 校		
	普通科	一橋、浅草、荻窪、八王子拓真(一般枠)、新宿山吹、砂川、 六郷工科、飛鳥、板橋有徳			
単	専門教育科	新宿山吹(情報科)、六郷工科(生産工学科)	2 校		
単位制	チャレンジスクール及び チャレンジ枠がある学校	六本木 (総合学科)、大江戸 (総合学科)、世田谷泉 (総合学科)、稔ヶ丘 (総合学科)、桐ヶ丘 (総合学科)、八王子拓真 (普通科) (チャレンジ枠)			
	総合学科	青梅総合、東久留米総合	2 校		

○ 4 校廃止計画

東京新聞-東京都立高校の夜間定時制 4 校を削減する計画案が、2016 年 2 月 12 日の都教育委員会で決定された。早ければ 2018 年度から入学生の募集停止が始まる。都教委は不登校経験者らが学び直す単位制の定時制高校「チャレンジスクール」の増設などで受け皿を確保する方針だが、夜間定時制の卒業生らは「多様な生徒が学んでいる夜間定時制を代替できない」と撤回を求めている。

4校-立川高校、小山台高校、雪谷高校、江北高校の4校

○ 4校の廃止 (閉課程) に反対する声明 - 東京弁護士会など

■小中学校における教員・事務職員の定員

○ 2014 年度から 2016 年度の教職員定数

単位:人

学校種別	2016年度	2015 年度	2014 年度	増減 2016/2017
小学校	31,235	30,905	30,705	330
中学校	15,778	15,726	15,624	52
高等学校	11,142	11,181	11,224	▲ 39
特別支援学校	5,787	5,810	5,779	▲ 23
計	63,942	63,622	63,332	320

○ 2016 年度教員・事務職員・技術職員別定数

単位:人

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教員	29,476	14,966	9,948	5,319
事務職員	1,281	618	1,026	256
技術職員	478	194	51	98
一般用務等	_	_	117	114
計	31,235	15,778	11,142	5,787

^{*} 小中学校の一般用務員等は、市区町村職員の配置である。なお事務職員は、東京都職員のほかに市区町村職員が配置されているところもある。

^{*} 高等学校の一般用務員等は、業務3人、一般用務114人である。

3. 女性や若者の働き方によって変わる東京

■雇用と所得

2007年から2008年にかけて襲ったリーマンショックの影響は大きかった。都内工業事業所数と従業者数にその影響は顕著に表れている(ただし実数は少ない)。サービス業(第3次産業)の事業所数・従業者数をみると、事業所数はいまだリーマンショック以前に戻っていないものの、従業者数は回復が著しく、2009年と2014年の比較では約38万人の増となっている。それは23区で顕著である。

勤労者1世帯当たり1カ月世帯主の勤め先収入は、2015年においてもリーマンショック以前の収入・支出を回復していない。消費支出は2005年以降、収入の多寡にかかわらず、ほとんど同水準である。

○ 都内工業事業所数・従業者数(従業者4人以上)

O HI 1 3 FIG 3		(100011 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
		2005年	2010年	2014年
東京都	事業所数	21,296	15,082	12,156
	従業者数	382,831	310,022	269,815
23区	事業所数	17,294	11,921	9,415
	従業者数	236,110	179,052	150,908
多摩市部	事業所数	3,544	2,818	2,424
多摩巾部	従業者数	13,774	122,190	110,309

東京都「東京の工業工業統計調査」

○ 都内商店数 (小売・卸)・従業者数

		2009年	2012年	2014年
±=±40	商店数	168,237	154,578	157,973
東京都	従業者数	1,918,806	1,920,451	1,996,425
23区	商店数	134,773	123,675	126,805
	従業者数	1,608,469	1,623,378	1,696,879
多摩市部	商店数	32,237	29,774	29,994
多摩印部	従業者数	301,902	289,084	291,356

^{*} 経済センサス

○ サービス業 (第3次産業) 事業所数・従業者数

		2009年	2014年			
東京都	事業所数	586,550	570,171			
	従業者数	8,092,212	8,471,918			
23区	事業所数	468,998	454,933			
	従業者数	6,758,554	7,134,045			
多摩市部	事業所数	113,519	111,271			
	従業者数	1,300,590	1,303,771			

^{*} 経済センサス - 基礎調査

○ 勤労者 1 世帯当たり 1 カ月世帯主の勤め先収入/消費支出(東京都)

単位:円、月

	収入	消費支出
2005年	484,632	352,303
2006年	495,397	350,664
2007年	488,199	346,256
2008年	500,732	343,972
2009年	503,739	359,096
2010年	525,894	363,141
2011年	475,015	337,458
2012年	478,074	348,158
2013年	482,419	363,721
2014年	494,198	353,261
2015年	481,340	354,241

^{*} 東京都「『都民のくらしむき』東京都生計分析調査報告(年報)平成27(2015)年」

■格差の拡大

完全失業率や有効求人倍率が 2015 年でみても良好であるのに対し、正規・非正規、男性・女性の格差は拡大してきている。それはさまざまな指標から指摘できる。

○ 完全失業率と有効求人倍率

完全失業率

単位:%

	2005年	2010年	2015年
東京都	4.7	5.5	3.6
23区	5.7	5.8	-
多摩市部	5.5	6.0	-

^{* 23} 区・多摩市部は、国勢調査の労働力人口と完全失業者数より算出した。 東京都は「東京の労働力(労働力調査結果)」、23 区・多摩市部は「国勢調査」

有効求人倍率

単位:倍

	2005年	2010年	2015年	
東京都	1.38	0.65	1.75	

^{*} 厚生労働省東京労働局「職業安定業務統計」

○正規・非正規雇用者数(全国・東京都・男女別)

正規・非正規雇用者数(全国・男女別)

単位:万人

		正規	非正規		
	男女計	3,375	1,634		
2005年	男	2,357	507		
	女	1,018	1,126		
	男女計	3,374	1,763		
2010年	男	2,324	541		
	女	1,051	1,224		
	男女計	3,916	2,250		
2015年	男	2,595	789		
	女	1,321	1,461		

^{*}労働力調査(詳細集計)

正規・非正規雇用者数(東京都・男女別)

単位:万人

		正規	非正規
2015年	男女計	392	225
	男	260	790
	女	132	146

* 東京都「東京の労働力(労働力調査結果)」 雇用形態別の雇用者数の公表は 2015 年からと なっている。

○ 女性の就業率(年齢別)

全国

	総数	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65 歳以上
2005年	46.3	41.7	64.0	64.0	69.1	49.4	12.6
2010年	46.3	40.5	68.0	65.2	71.5	52.0	13.1
2015年	48.0	40.9	72.1	71.2	74.8	57.9	15.0

^{*}労働力調査(基本集計)

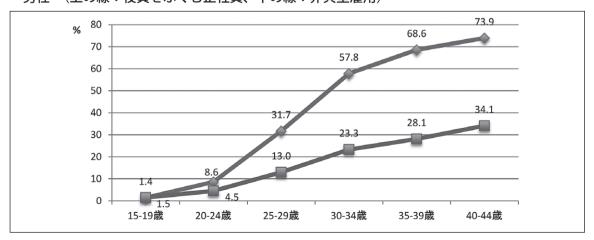
東京都

	総数	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65 歳以上
2005年	47.2	39.7	67.3	60.1	64.9	50.8	14.0
2010年	48.4	40.8	71.6	63.6	67.9	52.0	15.3
2015年	52.2	43.7	75.8	70.0	73.1	58.7	17.3

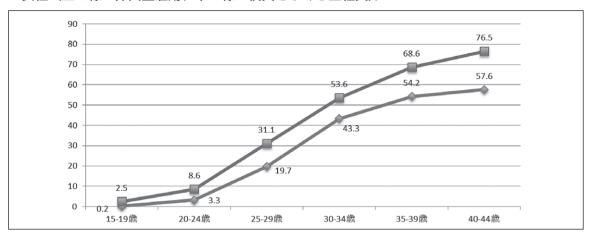
^{*}東京都「東京の労働力(労働力調査結果)」

○ 正規・非正規雇用別結婚比率 (全国)

男性 (上の線:役員をふくむ正社員、下の線:非典型雇用)



女性(上の線:非典型雇用、下の線:役員をふくむ正社員))



* 非典型雇用とは、勤め先での呼称が「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」であって、「正規の職員・従業員」ではない者のこと 労働政策研究・研修機構(2014.9)「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状②」より作成

○正社員・非正社員の生涯賃金(全国、男性・女性)

単位:百万円

			中学卒	高校卒	高専・短大卒	大学・大学院卒
H .W.	男性	正社員	185.0	202.7	210.5	260.1
2010年	为 注	非正社員	-	-	-	-
2010 4	女性	正社員	125.7	141.2	173.0	214.1
以往	女性	非正社員	-	-	-	-
EH M-	男性	正社員	188.9	202.4	208.7	261.4
2013年	力比	非正社員	130.9	124.5	124.5	143.7
女性		正社員		143.4	172.2	212.5
	女性	非正社員		97.0	102.3	116.7

- * 60歳まで、退職金を含まない。
- * 正社員とは、学校を卒業して直ちに就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合(同一企業継続就業とは限らない)。
- * 非正社員とは、学校を卒業し直ちにフルタイム非正社員と して就職し、60 歳で退職するまでフルタイムの非正社員を続ける場合
- * 独立行政法人労働政策研究・研修機構(2015)「ユースフル労働統計 2015 一労働統計加工指標集」

■保育士、介護職員賃金

保育士、介護職員等の賃金(企業規模10~99人)

(給与額は月額)

		勤続年数	きまって支給す る現金給与額	所定内給与額	年間賞与等	労働者数
	年齢	年	千円	千円	千円	十人
看護師	44.4	8.2	311.7	292.0	668.0	8 188
准看護師	47.9	10.9	264.0	244.2	588.4	5 671
看護補助者	44.8	7.0	201.5	187.5	382.6	2 098
保育士 (保母・保父)	35.2	7.7	215.7	209.8	593.4	16 289
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	48.0	8.4	266.2	258.1	500.7	2 796
ホームヘルパー	46.3	6.3	220.5	209.8	296.4	3 995
福祉施設介護員	41.7	5.8	219.4	208.4	462.6	25 242

* 2015 年賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)

職種別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与額等

保育士とホームヘルパー、福祉施設介護員の賃金は、他の医療・福祉の職種と比較してもきわめて低い。ホームヘルパーの年間賞与額は、上表の他の職種と比較して最も低い。

■公契約条例の制定

○都内公契約条例制定自治体

- ・江戸川区公共調達基本条例(2010年4月1日施行)
- ・多摩市公契約条例(2011年12月22日一部施行、2014年全面施行)
- ・渋谷区公契約条例(2012年11月1日一部施行、2013年1月1日全面施行)
- 国分寺市公共調達条例(2012年12月1日施行)
- 足立区公契約条例(2014年4月1日施行)
- · 千代田区公契約条例(2014年10月1日施行)
- ・世田谷区公契約条例(2015年4月1日施行)

○ 要綱の制定自治体

- ・新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱(2010年7月1日施行)
- ・ 荒川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱(2011年4月1日施行)
- ・台東区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱(2013年4月1日施行)
- ・港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱 (2015年12月28日施行)

4. 誰もが安心して暮らす東京

■超高齢社会の進行

○ 東京都世代別人口(千人) カッコ内は総数に対する割合(%)

	200	5年	201	0年	201	5年	202	0年	202	5年
総数	12,577		13,159		13349		13315		13179	
0~14歳	1,425	(11.3)	1,477	(11.2)	1,484	(11.1)	1,421	(10.7)	1,312	(10.0)
15~64歳	8,696	(69.1)	8,850	(67.3)	8,788	(65.8)	8,653	(65.0)	8,544	(64.8)
65 歳以上	2,296	(18.3)	2,642	(20.1)	3,077	(23.1)	3,241	(24.3)	3,322	(25.2)
65 歳~ 74 歳	1,318	(10.5)	1,426	(10.8)	1,605	(12.0)	1,529	(11.5)	1,345	(10.2)
75 歳以上	977	(7.8)	1,216	(9.2)	1,473	(11.0)	1,712	(12.9)	1,977	(15.0)

^{* 2005} 年・2010 年は国勢調査、2015 年~2025 年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2013 年 3 月推計)」

○東京都の高齢世帯

東京都の高齢者世帯(千世帯) カッコ内は世帯総数に対する割合(%)

	総数	65 歳以」		65 歳~	- 74 歳
2005年	5,747	1,400 (24	.4)	812	(14.1)
単独	2,444	498 (20).4)	252	(10.3)
夫婦のみ	1,000	448 (44	.8)	272	(27.2)
2010年	6,382	1,641 (25	5.7)	901	(14.1)
単独	2,922	622 (21	.3)	299	(10.2)
夫婦のみ	1,082	500 (46	5.2)	275	(25.4)
2015年	6,663	1,957 (29	0.4)	998	(15.0)
単独	3,033	777 (25	5.6)	361	(11.9)
夫婦のみ	1,179	581 (49	0.3)	300	(25.4)
2020年	6,789	2,076 (30	0.6)	948	(14.0)
単独	3,077	849 (27	. (6)	359	(11.7)
夫婦のみ	1,217	611 (50).2)	281	(23.1)
2025年	6,814	2,124 (31	.2)	832	(12.2)
単独	3,096	890 (28	3.8)	325	(10.5)
夫婦のみ	1,230	619 (50	0.3)	244	(19.9)

^{* 2005} 年・2010 年は国勢調査、2015 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2014 年 4 月推計)」

○ひとり暮らし高齢者の年収の分布(東京都)

		100 万未満	100~200万未満	200~300万未満	300~500万未満	500 万以上
2005年	総数	19.5	37.0	21.7	9.8	6.5
	男	12.9	34.4	23.4	13.3	10.1
	女	21.7	37.8	21.2	8.7	5.3
2010年	総数	13.1	34.2	26.5	10.7	5.0
	男	8.8	32.2	28.1	14.2	7.1
	女	14.7	34.9	26.0	9.4	4.2

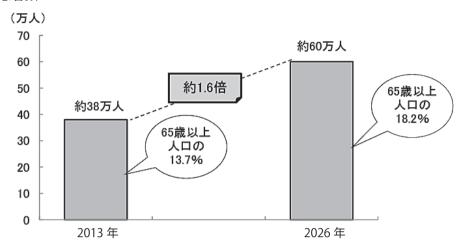
^{*} 東京都「平成 17 (2005) 年度東京都福祉保健基礎調査」「平成 22 (2010) 年度東京都福祉保健基礎調査」より作成

○ 要介護認定者数

	2013 年度末	2010 年度末	2005 年度末
千代田区	2,173	1,921	1,790
中央区	4,281	3,635	2,986
港区	8,295	7,022	5,594
新宿区	12,408	11,404	10,835
文京区	7,643	6,650	6,214
台東区	8,730	7,646	6,424
墨田区	10,524	9,028	7,183
江東区	16,353	13,490	11,569
品川区	13,384	11,345	10,239
目黒区	10,604	9,189	7,804
大田区	29,036	24,426	21,751
世田谷区	35,691	30,828	25,942
渋谷区	8,335	7,722	6,931
中野区	12,857	11,459	10,221
杉並区	23,053	20,064	17,372
豊島区	10,947	9,601	8,290
北区	16,107	13,559	11,803
荒川区	8,310	7,811	6,889
板橋区	22,061	18,982	16,410
練馬区	29,021	24,051	19,202
足立区	29,339	24,574	21,136
葛飾区	18,505	14,914	12,098
江戸川区	20,571	16,945	13,719
八王子市	23,310	19,605	16,070
立川市	7,079	5,793	4,474
武蔵野市	6,071	5,422	4,837
三鷹市	7,018	6,263	5,408
青梅市	4,773	3,889	2,893
府中市	9,288	7,876	6,690
昭島市	4,424	3,952	3,215
調布市	8,848	7,357	6,192
町田市	17,335	14,514	11,727
小金井市	4,601	3,980	3,244
小平市	7,212	5,857	4,555
日野市	7,501	6,278	5,063
東村山市	7,145	5,787	4,629
国分寺市	4,469	3,664	2,868
国立市	2,959	2,479	1,792
福生市	1,938	1,735	1,437
狛江市	3,433	2,721	2,403
東大和市	3,181	2,534	2,061
清瀬市	3,528	3,005	2,372
東久留米市	4,545	3,704	2,699
武蔵村山市	2,339	1,926	1,684
多摩市	4,738	3,728	2,748
稲城市	2,289	1,903	1,431
羽村市	1,750	1,417	1,246
あきる野市	2,716	2,197	2,207
西東京市	8,657	7,002	5,486

出所:『介護保険事業状況報告』(各年度) 東京都『介護保険事業状況報告(年報)』とも同数値

○認知症患者数



出所:『東京都高齢者保健福祉計画 平成 27 (2015) 年度~平成 29 (2017) 年度~世界一の福祉先進都市・東京の実現に向けて~』

(東京都福祉保健局高齢社会対策部「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」(2013 年 11 月) を基に推計)

■介護に関連したデータ

○介護老人保健施設の整備率

	区 分	整備率	備考
	全 国	1.12%	2013年10月1日現在
市古柳	区部	0.61%	2014年3月31日現在
東京都	市町村部(島しょを除く。)	0.90%	2014年3月31日現在

出所:『東京都高齢者保健福祉計画(平成 27 (2015) 年度~平成 29 (2017) 年度)』

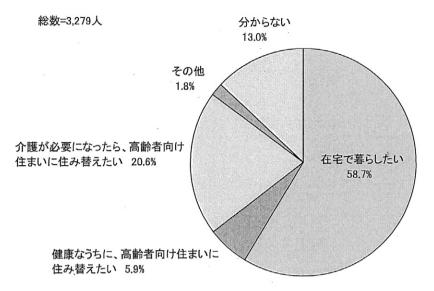
○ 高齢者が介護をしている割合(老老介護)

	「介護をしてい	介護している相手					
	る」人の割合	配偶者	親	その他の 親族	配偶者の 親	子ども	無回答
2015年度(速報値)	10.80%	36.30%	32.10%	13.90%	12.00%	8.00%	2.50%
2010年度	9.70%	38%	27.80%	13.70%	13.70%	6.30%	3.00%

出所:『高齢者の生活実態』の結果(速報)~平成27(2015)年度東京都福祉保健基礎調査~

■地域包括ケアシステムの在り方

○ 福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議報告 希望する高齢者の住まい(東京都)



- (注 1) 高齢者向け住まいとは、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、経費老人ホーム(ケアハウス)、サービス付き高齢者向け住宅、シルバーピアを指す。
- (注 2)「介護が必要になったら、特別養護老人ホームに入居したい」と回答した人の割合は 10.3%となっている(介護が必要になったら、高齢者向け住宅に住みたいの内数)。

資料:福祉保健局高齢社会対策部「在宅高齢者の児たち調査」(2013年度)

ふるさとの会の取り組みの概要

寄りそい地域事業の見取り図 単身高齢者、認知症の人、就労支援対象者など 募集営業 保証仲介 满室経営 認知症対応型シェアハウス (互助ハウス) 社会的 空き家 ---- サブリース ---> 不動産事業者 戸建住宅 (損益分岐:30室で1ユニット) 単身 家賃:高齢者・認知症特別(基準)加算 高齢者 24時間巡回 家主がトラブル対応の管理コストとして 不動産事業者へ家賃の20%超を支払う 認知症の 10%分がサロン運営費 人、家族 業 サロン ひきこもり 務 ・インフォーマルケア(24時間巡回随時対応) ・総合相談、アウトリーチ、地域の互助づくり ・就労支援(ワークステーション併設) ・子育て支援(貧困の世代間連鎖緩和) の人、家族 委 託 子育て サロン 世帯 運営 家族を支える社会の絆づくり NPO法人 (皆に「役割」がある地域) 生活支援(インフォーマルケア)を実施

資料:瀧脇憲委員(ふるさとの会)提供資料

■手話・コミュニケーション条例

情報・コミュニケーション条例成立状況一覧 ※は手話を含む(2016 年 8 月 31 日現在)

No.	自治体名	条例名(仮称)	成立	施行日
1	兵庫県明石市※	手話言語を確立するとともに要約筆記・ 点字・音訳等障害者のコミュニケーショ ン手段の利用を促進する条例	2015年3月	2015年4月
2	千葉県習志野市※	習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆(きずな)を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例	2015年12月	2016年4月
3	神奈川県横須賀市	共生社会を実現するための障害者の情報取 得及びコミュニケーションに関する条例	2015年12月	2016年1月
4	兵庫県小野市※	小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通 手段利用促進条例	2016年3月	2016年4月
5	千葉県※	千葉県手話言語等の普及の促進に関する 条例	2016年6月	2016年6月

^{*} 全日本ろうあ連盟調べ

■バリアフリー

都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況

	2014 年度末の状況		犬況
	全駅数	整備済駅数	整備率(%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	755	691	91.5
「だれでもトイレ」の整備状況(路面電車の駅を除く)	715	677	94.7
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	755	749	99.2
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	755	236	31.1

資料:都におけるバリアフリー化等の進捗状況について

■同性パートナーシップ条例等

- ・ 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例(2015年10月施行)
- ・世田谷区パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱(2015年11月施行)
- ・伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(2016年4月施行)
- ・宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(2016年6月施行)
- ・那覇市パートナーシップ登録の取り扱いに関する要綱(2016年7月施行)

5. 住まいが保障される東京

■認知症高齢者グループホーム

○ 認知症高齢者グループホーム(2016年9月1日現在)

法人種別	定員	ユニット	事業所数
社会福祉法人	2,019	225	131
医療法人	1,179	133	70
民間企業	6,279	704	349
NPO 法人	387	45	28
財団法人	6	1	1
生活協同組合	99	11	7
宗教法人	9	1	1
地方自治体	27	3	2
合 計	10,005	1,123	589

^{*} 福祉保健局資料

○ 重点的緊急整備地域の指定(2016年9月指定)17区12市

区部 17区

中央区(京橋地域)・港区・新宿区・文京区(本富士日常生活圏域)・台東区・墨田区(みどり圏域、こうめ圏域、むこうじま圏域、たちばな圏域)・江東区・品川区・目黒区(東部地区)・大田区(調布地域、蒲田地域)・世田谷区(太子堂圏域、上町圏域、下馬圏域、梅丘圏域、代沢圏域、北沢圏域、松原圏域、松沢圏域、等々力圏域、深沢圏域、成城圏域)・渋谷区・杉並区(阿佐谷地域、高円寺地域、方南・和泉地域)・豊島区・北区(赤羽圏域)・荒川区(日暮里圏域、南千住圏域)・板橋区(小茂根圏域、舟渡圏域)

市部 12市

八王子市(大横圏域)・立川市・府中市(第一地区、第二地区、第四地区、第五地区)・昭島市・町田市・小平市・東村山市・国分寺市・東大和市・多摩市・稲城市・羽村市

- ※ 指定日は、2016年4月1日です(一部、別日の指定あり)。
- ※今後も区市町村の申請に基づき、随時、地域指定を行い、発表していく。

■空き家等の活用

○ 空き家等適正管理条例(空家対策推進特別措置施行定以前)

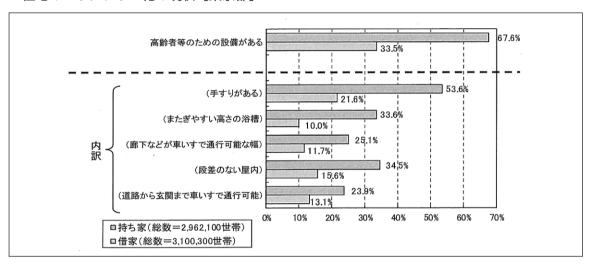
条 例 名	策定年月	改正
足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例	2011年10月	
大田区空き家等の適正管理に関する条例	2012年12月	○ (代執行)
小平市空き家等の適正管理に関する条例	2012年12月	
八王子市空き家等の適正管理に関する条例	2012年12月	
新宿区空き家等の適正管理に関する条例	2013年6月	
墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例	2013年7月	
台東区老朽建物等の適正管理に関する条例	2014年3月	
国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例	2014年3月	
品川区空き家等の適正管理等に関する条例	2015年11月	

上記の条例のうち、空き家活用に関する条項があるのは品川区の条例のみである(第 14 条有効活用)。

○空家対策推進特別措置法施行後の条例

- ・世田谷区空家等の対策の推進に関する条例 世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例 世田谷区空家等対策審査会条例
- ・町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例
- · 府中市空家等対策協議会条例
- ・日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例 この世田谷区、町田市、府中市、日野市の条例のうち、町田市と日野市が「活用」に関する条文を持っている。

○ 住まいのバリアフリー住宅のバリアフリー化の現状【東京都】



資料:総務省「住宅・土地統計調査」(2013年度)

6. 地域経済を活性化し、人口が減少してもしあわせな東京

■東京都の人口

○東京都の人口の推移

単位:人

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
東京都	1257万6601	1315万9388	1351万3734	1334万6611	1326万0489
23区	848万9653	894万 5695	927万2565	916万1781	914万7666
多摩市部	399万8901	412万7128	415万6446	410万5850	403万8421

^{* 2005}年~2015年は国勢調査、2020年以降は東京都「東京都区市町村別人口の予測平成24(2012)年3月」

○昼夜間人口の推移

単位:人

		昼間人口	夜間人口	人口差
	2005年	1497万7580	1241万 5786	256万 1794
	2010年	1557万6130	1315万9388	241万6742
東京都	2015年	1573万 4786	1351万3734	222万 1052
	2020年	1573万7131	1334万 6611	239万 0520
	2025 年	1560万 0520	1326万 0489	234万 0031
	2005年	1128万 4699	835万 1955	293万2744
	2010年	1171万 1537	894万 5695	276万 5842
23 区	2015年	1183万8813	927万 2565	256万 6248
	2020年	1186万4914	916万 1781	270万3133
	2025年	1178万 6602	914万 7666	263万8936
	2005年	360万 4881	397万6006	△37万1125
	2010年	377万6318	412万7128	△35万0810
多摩市部	2015年	381万0071	415万6446	△ 34万 6375
	2020年	379万 0233	410万 5850	△31万5617
	2025年	373万6482	403万8421	△30万1939

^{* 2005} 年・2010 年は東京都「東京都統計年鑑 2014 年」、2015 年の項目「夜間人口」は国勢調査、その他は東京都「東京都昼間人口の予測 2015 年 3 月」

○人口ビジョン

人口ビジョン(東京都推計)

	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
東京都	1,336	1,327	1,308	1,280	1,242	1,202	1,156	1,101	1,036
23区	917	915	906	891	870	847	819	783	741
多摩・島しょ	419	412	402	388	372	355	337	317	296

^{*} 東京都(2015.10)「『東京と地方が共に栄える、真の地方創生』の実現を目指して~東京都総合戦略~」

○ 合計特殊出生率

	2005年	2010年	2010~2015年	2015~2020年	2020~2025年
東京都	1.00	1.12	1.13	1.11	1.09
23区	0.95	1.08	-	-	-
多摩市部	1.09	1.24	-	_	-

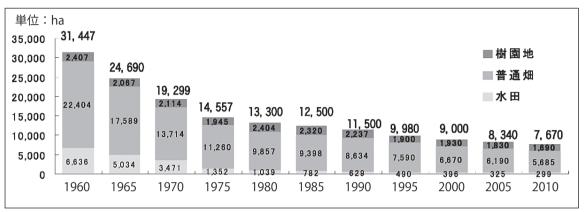
^{*} 東京都「人口動態統計」、2010 ~ 2015 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計 人口(2013 年 3 月推計)」

^{*} 自治体ごとに人口推計手法が異なり、また、1つの自治体で複数の将来人口パターンを推計しているため、 東京都の人口ビジョンのみを扱う。

7. みどり産業が発展する東京

■東京の農業

○東京の農地面積の推移



* 東京都(2014.4 変更)「東京都農業振興基本方針」

○経営耕地と耕作放棄地

単位:ha

		東京都	23区	多摩市部
2005 年	経営耕地	6,306	856	4,492
2005 4	耕作放棄地	1095	27	253
2010年	経営耕地	5,826	698	4,142
2010 4-	耕作放棄地	991	36	278
2015年	経営耕地	-	-	-
2015 平	耕作放棄地	955	48	356

^{*} 経営耕地面積は、販売農家および自給的農家の経営耕地面積の合計としている。

○ 農家戸数・人口の推移

単位:戸、人

		東京都	23区	多摩市部
2005年	農家戸数	13,748	1,916	9,817
2005 4	農業就業人口	16,344	2,973	11,952
2010年	農家戸数	13,099	1,767	9,208
2010 4	農業就業人口	12,965	2,240	9,380
2015年	農家戸数	11,224	1,456	8,021
2013 4	農業就業人口	10,983	1,837	8,116

* 農業就業人口は、販売農家のみを対象としている。 農林業センサス(農林業経営体調査 東京都分の調査結果)

○農地面積(島しょを除く)

地域区分	農地区分	面積(ha)
	生産緑地地区	3,330
市街化区域	宅地化農地	868
	計	4,198
	農業振興地域	789
市街化調整区域	農用地区域	
川街化調登区場	上記以外	1,070
	計	1,850
都市計画区域外		121

* 生産緑地:都市整備局公園緑地調書 2014年

宅地化農業振興地域

農業振興地域・農用地区域農地:農業振興地域性計画総覧 2014.12.1 現在

都市計画区域外:農業水産統計年鑑 2013 ~ 2014 年

○主要作物の生産額

(単位・トン、%)

										(単位:	<u>トン、%)</u>
		1998(10)	1999(11)	2000 (12)	2001 (13)	2002 (14)	2003 (15)	2004(16)	2005 (17)	2006(18)	2007 (19)
野	都民消費量(A)	1, 428, 525	1, 506, 175	1, 461, 341	1, 437, 926	1, 496, 656	1, 525, 184	1, 439, 759	1, 642, 267	1, 647, 642	
	都内生産量(B)	113, 189	112, 204	107, 253	103, 598	97, 176	93, 690	87, 420	88, 121	86, 367	
菜	自給率(B/A×100)	7.9	7. 4	7. 3	7.2	6.5	6. 1	6.1	5. 4	5. 2	
牛	都民消費量(A)	520, 568	535, 578	466, 125	519, 329	647, 704	639, 657	517, 348	524, 254	472, 061	446, 378
	都内生産量(B)	18, 467	20, 574	19, 640	17, 922	16, 592	15, 506	15, 067	14, 840	14, 315	13, 389
乳	自給率(B/A×100)	3. 5	3. 8	4. 2	3.5	2. 6	2. 4	2. 9	2. 8	3. 0	3. 0
鶏	都民消費量(A)	151, 832	163, 952	151, 731	145, 924	145, 466	132, 327	144, 135	146, 058	143, 411	258, 362
	都内生産量(B)	2, 178	2, 775	2, 833	2, 701	2, 205	1,865	1, 829	1, 795	1,777	1, 725
軸	自給率(B/A×100)	1.4	1. 7	1. 9	1.9	1.5	1.4	1.3	1.2	1. 2	0. 7
食	都民消費量(A)	268, 960	324, 407	331, 010	338, 578	362, 999	350, 780	228, 627	320, 504	407, 250	542, 305
	都内生産量(B)	3, 034	2, 837	2, 922	2, 954	1,980	1, 287	1, 357	1,086	995	1, 060
肉	自給率(B/A×100)	1.1	0. 9	0. 9	0.9	0.5	0. 4	0.6	0.3	0. 2	0. 2

^{*} 東京都産業労働局 HP「東京の農林水産統計情報」

■東京の林業

○東京の森林、面積

単位:ha

	2010年	2015年
東京都	78,666	78,566
23区	-	-
多摩市部	19,869	19,777

^{*} 東京都「東京の森林・林業」平成 27 (2015) 年度版

○ 2014 年度立木伐採面積および材積

(単位:面積 ha、材積 m³)

					人工林			天然林			計	
				針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
		計	面積	973	8	981	0	5	5	973	13	986
	Π'	11	材積	83,713	311	84,024	0	312	312	83,713	623	84,337
		皆伐	面積	39	0	39	0	1	1	. 39	2	41
都合計	主伐	百以	材積	16,103	45	16,148	0	188	188	16,103	233	16,336
計	土汉	皆伐	面積	4	1	5		2	2	4	3	7
		以外	材積	409	47	456	-	94	. 94	409	141	550
	EE	 伐	面積	930	6	936	_	2	2	930	8	938
	[F]	12	材積	67,201	219	67,420	-	31	31	67,201	250	67,451
	合計 ├-		面積	973	7	981		4	4	973	12	985
			材積	83,713	291	84,004	****	225	225	83,713	516	84,230
	主伐	皆伐	面積	39	0	39	_	1	1	39	1	40
多摩		百亿	材積	16,103	45	16,148	-	129	129	16,103	174	16,277
摩		皆伐	面積	4	1	5	-	2	2	4	2	7
		以外	材積	409	27	436	-	66	66	409	93	502
	間	件	面積	930	6	936	-	2	2	930	8	938
	[1]	124	材積	67,201	219	67,420	Plant .	31	31	67,201	250	67,451
	合	크	面積		0	0	. 0	1	1	0	1	1
	П	Ρl	材積	-	20	20	0	87	87	0	107	107
/==:		皆伐	面積	-	-	-	0	0	1	0	0	1
伊豆諸	主伐	自以	材積		-	_	0	59	59	0	59	59
諸島	土汉		面積	-	0	0	-	0	0	_	0	0
14,7			材積	-	20	20		28	28	,	48	48
	胆	88 (1)-		_	-	_		_	_	_	-	_
	間伐			-		-	_	_	_	-	anna .	_

2015年4月1日現在(「東京の森林・林業」平成27(2015)年度版)

注1 森林計画関係業務の報告及び間伐実績等から推計

注2 四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

○年度別伐採立木材積

(単位:面積 ha、材積 m³)

•		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
針葉樹	面積	1,498	1,393	1,146	1,233	1,350	1,305	1,450	1,621	772	973
	材積	50,202	90,106	92,982	135,458	129,469	115,120	129,239	146,534	84,183	83,713
広葉樹	面積	10	26	28	13	89	90	37	19	9	13
	材積	275	1,398	3,330	952	4,934	927	730	1,696	972	623
<u> </u>	面積	1,509	1,419	1,174	1,245	1,439	1,395	1,487	1,640	781	986
	材積	50,477	91,504	96,312	136,410	134,403	116,047	129,969	148,230	85,155	84,337

2015年4月1日現在(「東京の森林・林業」平成27(2015)年度版)

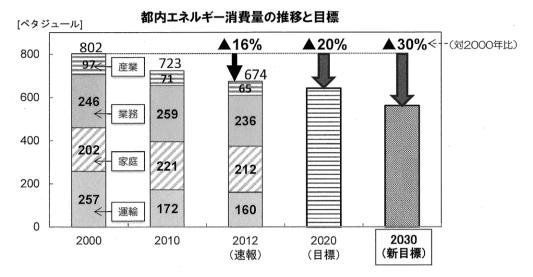
注1 森林計画関係業務の報告及び間伐実績等から推計

注2 四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

8. 持続可能な東京

■東京都の新たな省エネ目標

2030 年までに東京のエネルギー消費量を 30% 削減 (2000 年比)



* 東京都環境局(2015年1月)

■都内自治体のエネルギー電力自給率・節電量

				民生用+農水用 電力需要(GWh)	一般住宅用太陽光 年間推定発電量 、(MWh)	事業用太陽光発電 年間推定発電量 (MWh)	太陽光発電 年間推定発電量 (MWh)	事業用風力発電 年間推定発電量 (MWh)	小水力発電 年間推定発電量 (MWh)	バイオマス発電 年間推定発電量 (MWh)	自然エネルギー 電力供給量(MWh)	電力自給率 (%)	地域エネルギー 自給率	節電量(MWh)
東	京		都	78,102	274,874	58,424	333,299	5,245	10,926	12,160	361,630	-	=	3,837,638
23			X	61,712	133,051	30,188	163,239	5,245	3,067	11,988	183,539		14	2,671,945
3	摩ィ	市	部	16,389	141,824	28,236	170,060	0	7,858	172	178,090	-		1,165,693
千	代日	\blacksquare	区	5,560	80	802	882				882	0.02%	0.01%	14,834
中	央	÷	\overline{X}	4,372	163	241	404				404	0.01%	0.01%	33,078
港	- 100		\overline{X}	5,833	1,295	3,210	4,505				4,505	0.08%	0.06%	61,410
新	宿		X	4,699	3,472	361	3,833		4		3,833	0.08%	0.06%	91,894
文	京		X	1,766	2,441	288	2,729				2,729	0.15%	0.11%	57,973
台	東		X	1,797	883	54	937				937	0.05%	0.03%	55,337
墨	\blacksquare		X	1,380	2,159	481	2,640				2,640	0.19%	0.13%	75,589
江	東		\overline{X}	2,549	2,139	1,922	4,061	5,245		8,646	17,952	0.70%	0.80%	138,362
品	Ш		\boxtimes	2,740	3,358	667	4,025		7		4,025	0.15%	0.22%	109,737
B	黒		X	1,415	4,110	470	4,580		1,429		6,008	0.42%	0.46%	85,087
太			$\overline{\times}$	3,055	11,431	7,364	18,795			3,342	22,137	0.72%	0.50%	210,583
世	⊞ j		X	3,573	17,961	2,541	20,503		9		20,503	0.57%	0.64%	258,056
渋	<u>谷</u>		\boxtimes	3,219	2,298	190	2,488				2,488	0.08%	0.05%	65,924
中	野		\boxtimes	1,541	4,712	582	5,294				5,294	0.34%	0.54%	97,262
杉2	並		X	2,382	12,237	851	13,088				13,088	0.55%	0.38%	165,277
豊	島		X	2,358	3,438	447	3,886				3,886	0.16%	0.33%	80,982
韭	111	_	X	1,467	3,592	359	3,951				3,951	0.27%	0.19%	102,909
荒	川		X	842	1,719	316	2,035				2,035	0.24%	0.72%	58,922
板	橋		X	2,227	6,389	1,521	7,910				7,910	0.36%	0.25%	163,764
練	馬		X	2,552	15,953	1,853	17,806				17,806	0.70%	0.76%	216,013
묲	<u>寸</u>		X	2,485	15,469	2,398	17,867		-		17,867	0.72%	0.69%	197,770
葛江	節戸			1,586 2,314	9,101 8.648	1,946	11,047 9,973		1.639		11,047	0.70%	0.65% 0.48%	136,195 194,987
1		_	_			1,325			1,639		11,612			_
4			市	2,322	23,545	4,023	27,568				27,568	1.19%	0.97%	155,408
莊	蔵り		市市	1,031	5,376	651	6,027				6,027	0.58%	0.49%	52,242
TE/	魔		吊	834 735	3,988 4,914	684 756	4,672				4,672	0.56% 0.77%	0.48%	41,431 54,577
青	梅		市		.,,,,,,		5,670		/		5,670			
一府	中		市	492 1.143	6,877 6.489	1,509 3.572	8,386 10.061				8,386 10.061	1.71% 0.88%	1.46% 0.78%	40,724 70.324
昭	島		市	428	3,761	2,774	6,534				6,534	1.53%	1.22%	33,464
調	布		芾	941	4,541	1,352	5,892		2		5,892	0.63%	0.50%	64,258
ET.	-111		市	1,627	20,871	2,285	23,156		-		23,156	1.42%	1.02%	118,068
	金 ;			456	3,122	550	3,672				3,672	0.81%	1.40%	32,866
715	平		市	656	5,927	979	6,906				6,906	1.05%	1.02%	51,847
Á	野		市	639	7.225	469	7.695				7.695	1.20%	1.19%	49,403
	村山		市	507	4,977	1.906	6,883		7.858		14,741	2.91%	2.27%	44,306
			市	482	3,354	365	3,719		,,000		3,719	0.77%	0.53%	33,499
国	立		市	325	2,392	369	2,761				2.761	0.85%	0.86%	21,349
福	生		市	227	1,689	199	1,888				1.888	0.83%	0.88%	18,180
狛	江		市	281	1,709	303	2.012				2,012	0.72%	0.87%	23,167
	大			289	3,097	286	3,382				3,382	1.17%	0.82%	24,145
清	瀬		市	260	2,192	195	2,387				2,387	0.92%	1.23%	21,891
東:	ス留	米	市	378	3,253	400	3,653				3,653	0.97%	0.83%	34,434
武	载村	Ш	市	235	4,218	802	5,020				5,020	2.14%	1.72%	19,708
3	摩		市	658	3,331	422	3,753				3,753	0.57%	0.78%	41,662
稲	城		市	280	2,772	520	3,291		4		3,291	1.18%	0.76%	22,309
33	村		市	219	2,386	786	3,172				3,172	1.45%	1.23%	16,080
	きる			259	5,753	1,471	7,224			172	7,396	2.86%	2.05%	23,578
西	東	京	市	688	4,066	610	4,676				4,676	0.68%	0.34%	56,773

[※] 太陽光発電については、固定価格買取制度の公開データによる 永続地帯研究会(千葉大学、環境エネルギー政策研究所ほか)調べ 節電量は、環境自治体会議/環境自治体会議環境政策研究所編『環境自治体白書 2011 年版』

出典:公益社団法人東京自治研究センター・一般財団法人地域生活研究所「都内基礎自治体データブック (2014 年度版)」より作成

■都内の再生可能エネルギー電力利用構成(2012 年度)

再生可能エネルギー利用量

48.39kwh(2012年度)

水力等	87.4%
廃棄物 (自家消費)	7.2%
太陽光等(FIT)	2.7%
太陽光(自家消費)	2.2%
バイオマス(自家消費)	0.5%

出所:東京都「都内における再生可能エネルギー の利用状況調査

都における再生可能エネルギーによる 2012 年度の電力利用割合は、都内電力消費量に対して 約6%となっている。このうち、電気事業者からの供給分の大半(再生可能エネルギー電力利用 割合のうち87.4%)は東京電力の水力発電(都内販売割合分)などが占めており、都内に設置されている再生可能エネルギー発電設備による自家消費分の割合は小さくなっている(同9.9%)。 (東京都再生可能エネルギー拡大検討会報告書-再生可能エネルギー導入拡大に向けた提言-)

■二酸化炭素排出量

畄台	٠	1000t-CO ₂	

			産業			民生			運輸			廃棄物			合計		
			部門	2005年度	2010年度	詗	2005年度	2010年度		2005年度	2010年度	部門	2005年度	2010年度		2005年度	2010年度
東	京	都	511.5	5,713	4,918		38,771	40.802		14,809	11,727		950	1,469		60,143	58,914
23	210	X		3,536	3,110		29,987	31,697		11,174	8,706		596	1,172		45,293	44,685
3	摩市	部		2,177	1,808		8,784	9,105		3,635	3,021		354	297		14,850	14,229
干	代田	X		70	101		2,224	2,223		560	468		12	36		2,867	2,828
中	- 英	X		85	111		1,661	1,683		409	310		15	45		2,169	2,149
港		X		152	63		2.983	3.094		709	595		23	63		3,867	3,816
新	宿	X		143	109		2,135	2,219		550	433		21	63		2,849	2,823
文	京	区		49	44		883	899		207	138		10	28		1.149	1,110
台	東	X		74	60	(765	789	ĵ.	311	225	. 1	13	33		1,164	1,106
墨	Ш	X		197	155		589	684		381	275		17	33		1,184	1,147
江	東	区	£	327	294	Ĺ	1,672	2,013		480	474		39	59		2,517	2,840
B	JII	\times		267	225		1,308	1,444		401	361		20	46		1,996	2,076
\blacksquare	黒	X		42	51		762	815		288	190		13	30		1,104	1,087
大	Ш	\boxtimes	-	367	303	(1,916	1,967	(748	582		38	83		3,069	2,935
Ш	田谷	X		108	118		1,831	1,997		842	633		45	93		2,826	2,840
渋	谷	X		43	49		1,575	1,624		509	409		14	48		2,141	2,130
中	野	X	i i	36	69	,	679	696	Į.	192	157		17	32		925	954
杉	並	X		46	48		1,139	1,161		483	360		25	55		1,693	1,623
豊	島	X		40	47		1,043	1,097		366	292		40	40		1,488	1,476
韭	-111	X		136	105		727	757	·	255	198		17	37		1,135	1,097
荒	JII	X		92	53		420	454		187	128		11	24		710	659
板	橋	X		427	362		1,092	1,164		599	439		30	59		2,148	2,025
練足	<u>馬</u> 寸	N N		97	99		1,258	1,372		589	421		34	67		1,978	1,959
	飾	X	-	290	210		1,233	1,372	7	847	657		70	77		2,440	2,317
<u>葛</u> 江		눉	1	188 260	163 271		829 767	869 1.303	4	494 1.265	366 595		25 48	48 73		1,537 2,340	1,446
7.1	王 子	_=					-				570	-					2,242
立		市市		233 43	194 39		1,311 496	1,341 524	4	606 146	111		40 15	43 12		2,190 699	686
武	蔵野	市		19	23	7	496 451	434		101	81		12	10		583	548
=	噟	市	-	53	39		407	413	1	145	107		12	8		616	567
青	梅	市		108	116		296	287		178	163		19	10		602	576
府	中	市		163	179		679	643		249	214		12	5		1.103	1.041
昭	島	市		115	108		253	273		94	76		11	5		474	462
調	布	市		61	55		492	500		178	153		4	8		735	714
町	Ш	市		80	86		789	838	į.	356	275		42	40		1,268	1,239
7]1	金井	市		11	11		228	235		56	45		5	4		300	295
7]1	平	市		219	137		342	374		93	78		23	19		677	608
В	野	市		320	194		247	315		210	166		20	22		797	698
東	村山	市		49	51		261	296		111	81		12	6		433	434
玉	分寺	市		16	22	(236	248		66	50		9			327	327
国	立	市		10	12		153	168		77	62		7	4		247	245
福	生	市		19	19		193	192		100	75		7	4		320	290
廹	江	市	1	9	10		132	138		49	34		4	7		194	189
東	大和			92	89		131	133		89	64		12	. 7		323	294
清	瀬	市		12	15		151	160		48	42		8			218	225
	久留米		5	76	76		196	199		82	58		13	12		367	345
武	蔵村山		-	147	45		121	155		81	59	-	8	7		257	265
多稲	<u>摩</u>	市	-	31	13		435	480		161	142	-	12	10		639	645
		市市		34 156	34 167		150 110	170		60 70	62 50		7 8	8		251 344	273 304
羽あ	<u>∤</u> り きる野		-	156	167	-	110	145		122	128	-	11	11		344	304
西西	東京	市	1	68	47		366	361		107	75	* 8	21	17		562	500
КA	水水	-113		88	4/		ا مود	301		107	/3		21]	- 17	ш	362	300

* オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の資料 「特別区の温室効果ガス排出量(1990 年度~2012 年度)」 「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990 年度~2012 年度)」

■東京都資源循環・廃棄物処理計画 - Sustainable Design TOKYO -

○主要な施策

2016 年度から 2020 年度までの 5 年間(2050 年を見据えた 2030 年のビジョンを示す)

施策1 資源ロスの削減

・食品ロス問題に取り組む企業やNGO/NPO等と連携し、家庭や店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費するなどの取組を推進

- ・使い捨て型ライフスタイルの見直し(リユース容器、レジ袋対策等) など **施策2** エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進
 - ・建設工事におけるエコマテリアルの普及促進(持続可能な木材利用、再生砕石・再生骨材コンクリート、建設泥土改良土の利用促進等)
 - ・ 「持続可能な調達」を中小企業を含め広く都内の事業活動に普及

施策3 廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化)

- ・区市町村と連携した事業系廃棄物のリサイクル (3R) のルールづくり
- ・ 都市鉱山の活用(小型家電のリサイクル)
- 焼却灰のリサイクル促進等による最終処分場の更なる延命化
- ・リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた制度の合理化等 など

施策4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上

- ・区市町村への技術的支援の強化
- ・遺品整理、在宅医療廃棄物等、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討
- ・海ごみ対策、ごみの散乱防止・街の美化(主要繁華街で美化活動を推進)
- ・古紙持ち去りの根絶に向け、区市町村を支援
- ・廃家電等の違法処理を防止するため、不用品回収業者等への指導・健全なリサイクル事業者 の育成 など

施策 5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

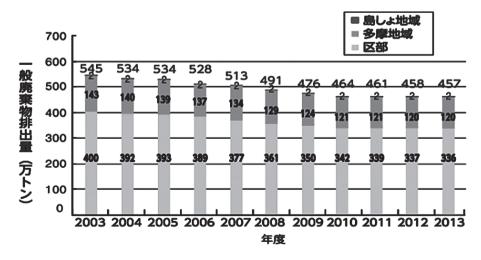
- ・優良な処理業者が市場で優位に立てるよう、第三者評価制度を普及促進、排出事業者に周知
- ・スーパーエコタウン事業に関する情報発信 など

施策6 災害廃棄物対策

・ 首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を 2016 年度に策定

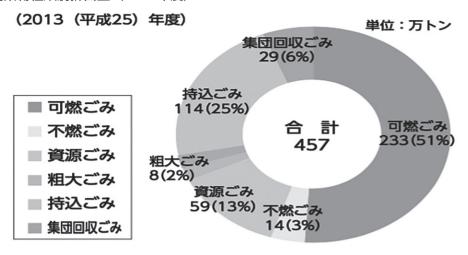
■一般廃棄物

○ 東京の一般廃棄物排出量の推移(資源ごみを含む)



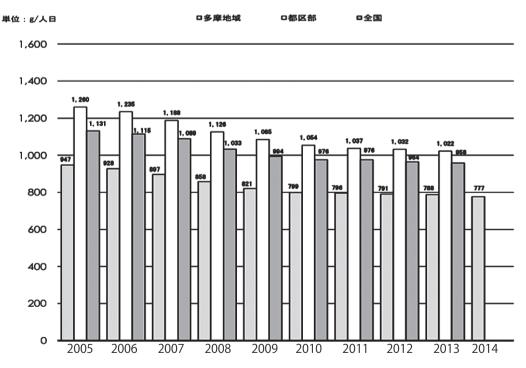
* 各項目は四捨五入してあるため、合計値が合わない場合がある東京都「東京都環境白書 2015」

○一般廃棄物種類別排出量(2013年度)



* 各項目は四捨五入してあるため、合計値が合わない場合がある東京都「東京都環境白書 2015」

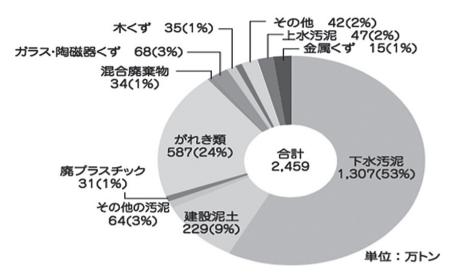
○1人1日当たりのごみ量の推移(年度)



* 当該1人1日当たりのごみ量には、集団回収量を含む 東京市町村自治調査会(2015.8)「多摩地域ごみ実態調査 平成26(2014)年度統計」

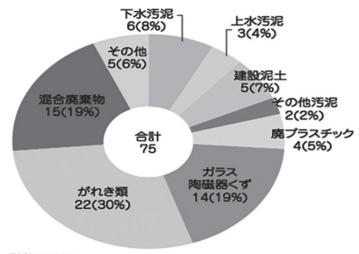
■産業廃棄物

○ 産業廃棄物の種類別排出量(2013年度)



* 東京都(2015.10)「東京都環境白書 2015」

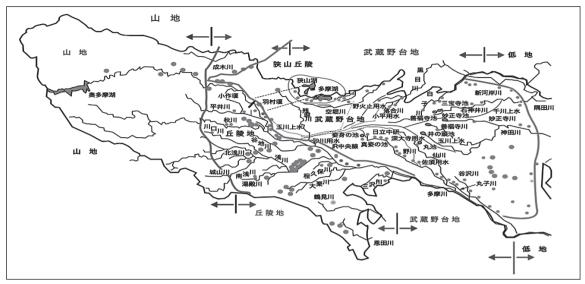
○ 産業廃棄物の種類別最終処分量(2013年度)



単位: 万トン

* 東京都(2015.10)「東京都環境白書 2015」

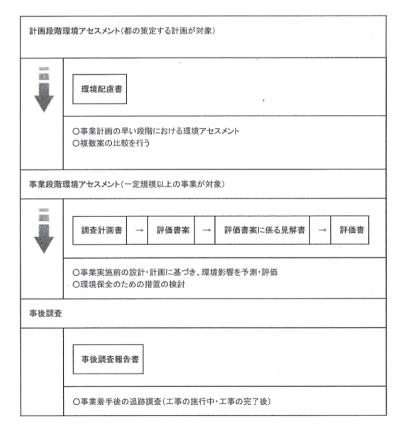
■東京都の湧水分布



* 東京都環境局 HP「主な東京の湧水分布図」

■環境アセスメント

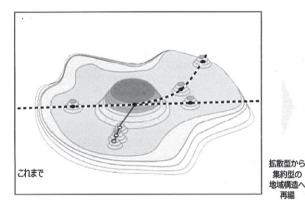
東京都の環境アセスメント制度(概要)

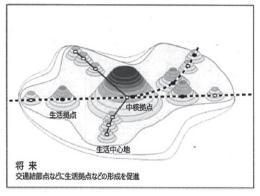


9. 大災害に備える東京

■集約型都市構造

集約型都市構造への再編イメージ





出典:「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」(2014年12月/東京都)

■応援計画・受援計画・広域避難に係る手順

○ 策定状況

「震災対策の推進に関する行政評価・監視~災害応急対策を中心として~勧告(概要)(総務省、 2014年6月) | によると、2013年3月末における受援計画を策定済の地方公共団体は、調査 対象とした都道府県の約4割、市町の1割強となっている。

<策定状況>

① 応援計画 11 / 29 都道府県(約4割) 11 / 168 市町(1割弱)

② 受援計画

12 / 29 都道府県(約4割) 19 / 168 市町(1割強)

③ 広域避難に係る手順 6 / 29 都道府県(約2割) 4 / 168 市町 (2%)

<検討がすすんでいない原因等>

- ・広域的な応援・受援や避難について、全国共通の具体的な運用方法・役割分担が未確立
- ・現在、全国知事会において、内閣府・消防庁が参加し、全国規模の広域的な応援について、 その支援内容・方法等のルール化・標準化を検討中

○ 江東 5 区大規模水害対策協議会

江東5区大規模水害対策協議会、2015年10月設置。江東5区大規模水害避難等対応方針を 2016年8月に取りまとめる。

■東京都木造密集地域整備事業 実施地区一覧 (2016年4月1日現在)

区	_	地区名	面積	事業期間
新宿区	1	若葉·須賀町	15.6ha	1993 年度~ 2017 年度
	2	根岸三・四・五丁目	24.8ha	2002 年度~ 2016 年度
台東区	3	谷中二·三·五丁目	28.7ha	2002 年度~ 2020 年度
	4	北部中央	184.5ha	1984 年度~ 2020 年度
墨田区	5	京島	25.5ha	1983 年度~ 2020 年度
	6	鐘ヶ淵周辺	80.6ha	2006 年度~ 2020 年度
江東区	7	北砂三·四·五丁目	48.6ha	2014 年度~ 2020 年度
	8	旗の台・中延	19.3ha	1991 年度~ 2019 年度
品川区	9	二葉三·四丁目、西大井六丁目	34.2ha	2006年度~2020年度
	10	東中延一・二丁目、中延二・三丁目	29.4ha	2007 年度~ 2016 年度
	11	豊町四・五・六丁目	29.4ha	2007 年度~ 2016 年度
目黒区	12	目黒本町・原町	57.9ha	1991 年度~ 2017 年度
大田区	13	羽田	50.4ha	2014 年度~ 2023 年度
	14	太子堂·三宿	80.7ha	2006年度~2020年度
	15	北沢三·四丁目	33.6ha	1989 年度~ 2020 年度
	16	世田谷·若林	47.7ha	1991 年度~ 2020 年度
世田谷区	17	区役所北部	70.9ha	1992 年度~ 2020 年度
	18	北沢五丁目·大原一丁目	44.4ha	1995 年度~ 2020 年度
	19	太子堂四丁目	14.8ha	1998 年度~ 2020 年度
	20	豪徳寺駅周辺	29.6ha	1999 年度~ 2020 年度
渋谷区	21	本町	99.2ha	1993 年度~ 2017 年度
	22	平和の森公園周辺	52.0ha	1993 年度~ 2017 年度
中野区	23	南台一·二丁目	25.8ha	1999 年度~ 2017 年度
	24	弥生町三丁目周辺	21.3ha	2013 年度~ 2020 年度
杉並区	25	阿佐谷南·高円寺南	93.5ha	2010 年度~ 2019 年度
	26	東池袋四·五丁目	19.2ha	1990 年度~ 2020 年度
豊島区	27	上池袋	67.1ha	1991 年度~ 2020 年度
	28	池袋本町	63.6ha	2008年度~2020年度
	29	雑司が谷・南池袋	38.2ha	2016年度~2020年度
	30	西ヶ原	30.0ha	2005年度~2019年度
	31	上十条一丁目・中十条一・二・三丁目	41.0ha	2006年度~2020年度
北区	32	志茂	90.9ha	2008年度~2020年度
	33	十条北	30.3ha	2014 年度~ 2023 年度
	34	十条駅西	26.8ha	2014 年度~ 2020 年度
荒川区	35	町屋·尾久	242.6ha	2015 年度~ 2020 年度
10150	36	荒川二・四・七丁目	48.5ha	2005 年度~ 2020 年度
板橋区	37	大谷口	76.9ha	1993 年度~2020 年度
練馬区	38	江古田北部	46.4ha	1993 年度~2018 年度
	39	北町	31.1ha	1997 年度~ 2019 年度 1994 年度~ 2019 年度
	40	足立一・二・三・四丁目	67.2ha	
足立区	41	西新井駅西口周辺	51.4ha	2003年度~2020年度 2008年度~2017年度
	42	+住仲町 東四のオ	15.7ha	
	43	東四つ木	40.0ha 25.7ha	1998 年度~ 2017 年度 2003 年度~ 2017 年度
葛飾区	45	四つ木一・二丁目 東立石四丁目	19.5ha	2003 年度~2017 年度 2008 年度~2017 年度
	46	堀切二丁目周辺及び四丁目地区	68.5ha	2015 年度~2017 年度
	47	南小岩七・八丁目	40.0ha	2001年度~2024年度
江戸川区	48	松島三丁目	25.6ha	2001年度~2020年度 2003年度~2017年度
45.116	49	平井	19.5ha	2016年度~2026年度
L	49	TA	19.5fia	2010 十尺 ~ 2020 十尺

■災害支援に女性の視点を!

<参考資料>

- 東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書(東日本大震災女性支援ネットワーク・調査チーム報告書 II)
- ○「**災害支援に女性の視点を!」**(岩波ブックレット No.852) 竹信三恵子・赤石千衣子 著

10. 市民参加によるまちづくりに転換する東京

■都市計画

○ 都市計画道路の整備状況

2015年3月31日現在

	計画延長(km)	完成延長(km)	事業中延長(km)	未着手延長(km)	完成率(%)
区部	1,767	1,143	160	462	64.7
多摩地域	1,431	855	127	448	59.7
島しょ部	10	10	0	0	100.0
合計	3,208	2,009	287	910	62.6

○ 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画) 2016年3月

今後 10 年間(2016 年度から 2025 年度まで)で優先的に整備すべき路線(優先整備路線)を選定。 <優先整備路線>

施行区分	路線数	延長 (km)
東京都施行路線	139	146
区施行路線	92	42
市町施行路線	72	33
その他施行	17	5
全体	320	226

^{*} その他施行とは、組合施行の土地区画整理事業等によるものをいう。

■区部下水道事業の取組状況

	単位	2015 年度末の累計	中長期の目標値*1
老朽 47 路線など* 2	km	61	300
都心 4 処理区*3	ha	6,564	16,300

^{* 1} 中長期の目標 2029 年度を目標

^{*2} 老朽 47 路線および幹線調査結果に基づき対策が必要な幹線などを再構築した延長

^{*3}第一期再構築エリア(都心4処理区)の枝線を再構築した面積

■東京都の航空政策

○ 羽田空港の更なる機能強化及び国際化の推進(都市整備局 主要事業報告書 2016年3月) <これまでの経過>

2010年10月 D滑走路と国際線旅客ターミナル等が供用開始、国際定期便が就航 (発着枠6万回) 2010年11月 「首都圏におけるビジネス航空の受入れ体制強化に向けた取組方針」 を策定、公表 九都県市首脳会議において、C滑走路延伸事業の早期供用開始など 2010年11月 を内容とする「首都圏の航空政策に関する提言」を国に対して行った。 2011年12月 アジアヘッドクォーター特区において、国に、羽田空港におけるビ ジネス航空利用者の出入国手続きの簡素化などを提案 国が首都圏空港の更なる機能強化に向け、具体的な検討に着手する 2013年9月 ことを公表 2014年3月 国際線年間発着枠の拡大(6万回→9万回) 「首都圏空港機能強化技術検討小委員会」が中間とりまとめを公表 2014年7月 国が「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を設置し、新 2014年8月 たな飛行経路案を含む機能強化策を関係自治体に対して提案 都は 「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」を設置 国際線旅客ターミナル拡張、ビジネスジェット専用動線供用開始 2014年9月

2014年12月 C 滑走路延伸 (3.000m → 3.360m) 供用開始

2015 年7月~2016 年1月 国は、機能強化に関する説明会を都内でのべ70 日間開催

2016年4月 ビジネス航空について、発着枠の拡大(8回/日→16回/日)など

の受入れ体制強化

<現在の進行状況>

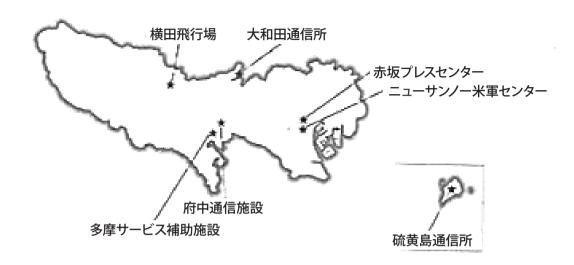
- ・国は、羽田空港の国際線の発着回数増加に向け、2020年までに実現し得る方策として新た な飛行ルート案を提案し、具体化に向けて関係自治体等と協議中。
- ・都は、国に対して、騒音の影響を軽減する方策の検討や徹底した安全管理に取り組むことと ともに、2020年までのスケジュールを勘案し、必要な施設整備や防音工事の着実な準備を 要望している。

<今後の見通し>

都は、①昼間の空港容量拡大の総合的な検討と国際線増枠の推進、②深夜早朝時間帯の発着 枠の有効活用などを国に働きかけていくとともに、国に対する協力及び必要な調整等を実施 していく。

■基地等対策

○都内の米軍基地



○都内の自衛隊基地等

<陸上自衛隊>

朝霞駐屯地(練馬区、埼玉県朝霞市、和光市、新座市)

練馬駐屯地(練馬区)十条駐屯地(北区)市ヶ谷駐屯地(新宿区)三宿駐屯地(世田谷区)目 黒駐屯地(目黒区)用賀駐屯地(世田谷区)小平駐屯地(小平市)東立川駐屯地(立川市)立 川駐屯地(立川市) 10 カ所

<航空自衛隊>

十条基地(北区)、市ヶ谷基地(新宿区)、目黒基地(目黒区)、府中基地(府中市)、横田基地(福生市)、立川分屯基地(立川市)、硫黄島分屯基地(小笠原村)、目黒幹部学校(目黒区)

<海上自衛隊>

十条地区(東北区)、防衛省目黒地区(目黒区)、上用賀地区(世田谷区)、父島基地(小笠原村)、 硫黄島航空基地(小笠原村)南島島航空基地(小笠原村)、市ケ谷地区

生活者ネットワーク東京構想 2016

市民がつくる〈子ども・若者の未来〉を拓く東京 一人権を大事にする福祉社会の実現一

2016年12月15日発行

定価 500円

発行 東京・生活者ネットワーク

〒 160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-19-12ASK ビル 4・5 階

TEL03-3200-9189 FAX03-3200-9274

htt://www.seikatsusha.me

tokyo@seikatsusha.net

